

第48回平成24年12月与謝野町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成24年12月11日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時15分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、本日も一般質問ということでございます。

登壇の6人の議員は、きのうにもまして、元気な一般質問をよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に、11番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

11番、小林議員。

11番(小林庸夫) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問を通告によりさせていただきます。

議会活性化の一つとして、昨年からはまりました議会懇談会も11月30日の男山地区をもって11カ所の会場で無事終了いたしました。各地区の皆様の熱心な思いや、いろいろなご意見を拝聴させていただくことができましたことに熱く感謝を申し上げたいと思います。

さて、今回の各議員の一般質問の質問事項を見ましても、そういった町民の方々の思いといったものが多数上がっておるようでございます。議会懇談会の参加者の意見としまして、大きくは庁舎統合のこと、加悦中学校の建設問題や学校統合の方向、あるいは商業、産業振興に関すること、人口問題やごみ処理問題など、与謝野町の解決すべき課題につきまして、改めて質問や指摘を受けた次第でございます。そういったことから、私の質問も、過去にも申し上げましたと同じ分野の質問になりましたが、町長に改めて質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

一つ目の質問といたしまして、3～4年前から町の観光振興、産業振興という目的のために、それぞれ長期間にわたりまして有識者によりますところのまとめが出されました。また、去年は1年かけられまして、産業振興会議が中小企業振興条例案をまとめられまして、3月議会で全員一致で可決した次第でございます。私は、こういった多くの方々の知恵をおかりし、立派なまとめが、印刷物を目にいたしましたとき、期待する思いもありましたが、具体的に、なかなか進まない現状を見ますときに、我々議員は何をすべきかと疑問いたす次第でございます。確かに経済問題は自由競争の原理で動き、行政側は、これに深入りすることは好ましいことではないかもしれませんが、時あたかも衆議院選挙の真っ最中であり、どの党も、今後の日本の経済の立て直しにつきましてどのように取り組むべきかと大きな論点の一つとして議論されております。町の持続的な運営につきましても、道路や上下水道などのインフラ整備などの生活環境はもちろんのこと、それらを維持できる収入がないことには展望も持てません。住民生活に直結する産業、経済問題を、この町の大きな政治課題として捉えて、行政は誘導し指導する責任があると私は思います。与謝野町総合計画の後期基本計画をまとめられるに当たりまして、無作為に選ばれました2,000人の町民に対して、まちづくりアンケートを出されました、そのデータを拝見いたしましても、新たな産業興しへの支援と雇用の確保という項目につきましての不満と要望が一番多くあらわれております。このように町民が行政に何かやってくれるだろうと期待する思いの声と

いうのは、当然のことと言えます。議会懇談会の場合でも、合併した、この町が将来10年後、20年後に夢や希望の持てる町であるためには人口がふえること、若者が生活できる職場や仕事場の確保の必要性をと、痛切な声をお聞きいたしました。少子化に伴う学校統合などのことも、もちろん大事かと思いますが、まずは人がふえる環境づくり、収入を得る職場の確保、若い人が生活できる環境が必須のことと考えます。こういったことは個人の力では、なかなか形づくることは困難であろうと思う次第です。今日までの各種計画書や提言などは、こういったことを踏まえてのまとめかと思いますが、具体化が進まないのはなぜでしょうか。資金面のことなのか、あるいは目的が定まらないのか、受け皿である町民側に課題があるのか、もっとほかに問題があるのか、どこに問題があるのか、お考えか、お聞きしたいと思います。

関連いたしまして、産業振興コーディネーターの創設につきまして、質問をいたします。先般も商工会主催の講演会が開催され、聞いてまいりました。講師の金丸先生は全国の地方を元気づかせるために精力的に実践指導をされておられるお話を講演いただいたのですが、大江山から一字観公園など、与謝野町の風景のすばらしさを絶賛されておられまして、地元では生かし切れていない宝の山が連なっていることを改めて確認させていただいたような次第でございます。私は、こういった実体験されている方の単発的な指摘ではなく、継続的な指導を受けることが必要だと、以前から強く思い、申し上げておりますが、町長の考えを改めてお聞きしたいと思います。

観光分野、製造分野、農業分野など、それぞれリンクする面もあると思いますが、対象を絞っての継続的な取り組みが必要であると考えます。財源、厳しいということを、いつも耳にいたしますが、産業振興基金でありますとか、あるいはふるさと人づくり基金など、こういった目的のために活用すべきできないかと、また、真剣に考えておられる人であれば、受講料の徴収も可能であろうと思ひ、質問いたすものでございます。

二つ目の質問といたしまして、新年度の予算編成に関してでございます。町長の各担当課に対する来年度の予算編成に対する通知を読ませていただきました。平成28年度から国の交付金が段階的に減額になる予定でございまして、平成33年度には約12億円近い減額ということでございます。それを補填する収入の見込みがない以上、歳出の削減は避けて通ることはできないことと理解いたします。通常経費の一律5%カット、単年度だけじゃなしに3年間連続しての5%カットを指示されており、それぞれ担当課は根本的に支出削減を見出さねばならないと思っております。我々議会費につきましても、全予算のうち、わずか1%ぐらいの金額でございますが、議会広報費などの見直しを検討し、表紙のカラー印刷をやめて白黒印刷にするとか、あるいはページ数の限定などを広報委員会では話し合った次第でございます。このような状況の中、各種団体の補助金などや事業の見直しなどの経費も削減対象に上がらざるを得ないと思ひますが、普通会計性質別経費の中で一番大きなウエートを占めております、私どもも含めました人件費の削減も当然、俎上に上がってしかるべきかと思ひます。こういった痛み分けはみんなで負わないことには町民の方々の理解は得られないものと思ひますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

また、過去にも申し上げましたが、町の予算規模から見ますと吹けば飛ぶような金額かも存じませんが、町の各種発行物に広告を取るとか、あるいは施設などにも広告スペースを設けるなど、新たなる財源確保の導入を図るべきであると考えますが、いかがお考えか質問をいたすものでございます。

三つ目の質問をいたします。町内の空き家、廃屋の実態調査はできましたかということでございます。これまでも浪江議員、和田議員などからも質問があり、私も1年前に質問いたしました。実態調査を早期にするということだったと思いますが、そのことで質問書に出したんですが、実はきのう、メールボックスに結果が配付されておまして、その実態に改めて驚いている次第でございます。空き家、廃屋と見られる戸数が、どの地区にも、物すごく多く、町内で449戸もの数字を見ますと、町民の方々から対応策につきまして、地域の環境面から切実な声が聞かれるのも当然のことであると思われまます。条例制定など具体的な対応策があるのかということをお聞きして、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

きょうもまた、寒い日が続いております。本日の第1番目の小林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目、産業振興・観光振興など具体的な実践が進行しないわけについてお答えいたします。産業振興ビジョン・観光振興ビジョンなどが、町民の目に見える形で具体的に進んでいない、計画書や報告書をつくることに力を注ぎ過ぎとのことですが、私は、住民の皆さんとのキャッチボールを重視したいとの思いで、計画づくりの段階から、町民の皆さんや事業者、関係の皆さんなどにご議論をいただき、各種計画を作成してまいりました。現在は具体的な取り組みを進めていく段階であり、特に産業振興ビジョンにつきましては、産業振興会議を主体として、また、観光振興ビジョンについては、観光協会を主体として、行政とともに具現化の方策について検討をいただいております。産業振興会議については、本年4月から2期目を迎え、これまで5回の会議が開催され、会議の進め方の整理と方向づけを行い、現在、行動プログラムの絞り込みをいただいております。それと同時に、7月に開催しました中小企業振興基本条例シンポジウムに続く動きとして、条例の推進に係る取り組みも検討をいただいております。

委員の皆さんも、条例制定を契機に、具体的な取り組みにつなげていこうという意識でご議論をいただいておりますので、そういったご意見や提案などをいただきながら、ともに産業振興を進めていきたいというふうに考えております。また、観光振興ビジョンについては、観光協会の行動計画に示されております与謝野鉄幹・晶子夫妻の旅路（ルート）の整備に向けて、勉強会等を始められております。いずれもすぐにできること、しなければならないことを絞り込みながら具体的な取り組みが進みつつありますので、行政の役割の中で、その動きを加速できるような支援をしていきたいというふうに考えております。

2番目の次年度予算編成に関してについて、お答えいたします。私が示しております平成25年度の予算編成方針の中では、平成25年度から27年度までの3年間で通常経費を5%ずつ圧縮していくといたしております。これはここ数年、予算規模そのものが大幅に膨らんでおり、今後の交付税の縮減に耐え得る持続可能なまちづくりを推進するためには、総予算の大幅な圧縮が避けて通れない課題となっているからでございます。このことは町民の皆様にも痛みの伴う予算になってくるものと思っており、ご無理をお願いしなければならない局面が出てくることも考えております。したがって、議員もご指摘のとおり、職員にも協力を求めなければならない

局面が出てくることも考えております。

町職員の人件費につきましては、合併以降、取り組んできております職員数の削減による人件費の抑制を図る一方で、臨時職員の増加に伴い賃金が増大している、そうした実態がありますので、人件費及び賃金を総枠で抑制することを基本に努めていきたいと考えているところでございまして、先日、第2回の行政改革推進委員会を開催させていただき、第2次行政改革大綱の中でも、そのような考え方で進めることをご確認いただいたところでございます。

平成25年度予算編成に当たり、職員人件費につきましては、今後、職員組合との交渉も持ちながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の各種発行物などに広告を募集し、新たな財源の確保を図るべきではとのことにつきましては、今後5年間の第2次行政改革大綱の財源確保の取り組みの中で、バナー広告等による財源確保等の検討、導入を盛り込み、少しでも新たな財源となるよう行政改革推進委員会の中で協議していただきたいというふうに考えております。

3番目の空き家、廃屋の実態調査はできたかについてお答えいたします。この問題につきましては、以前からご質問をいただいておりますが、少子高齢化の進展とともに独居のお年寄りや世帯、ご高齢者のみの世帯が年々増加する中で、空き家や廃屋の数も増大する懸念はご指摘のとおりでございまして、自然崩壊の危険性や放火、強風による瓦等の飛散や、それに伴うけがなどの心配をはじめ青少年のたまり場になるなど、防犯上も、さらには景観上も問題であることは十分認識をしているところでございます。

そのような状況の中で行政として空き家や廃屋が増加する懸念を放置するわけにはまいりませんので、まずは、どのような規模で町内に空き家や廃屋があるのか、その実態を把握する必要があると考え、本年8月に約130名の職員により、その実態調査を行いました。その結果、町内全域で約450戸の空き家や廃屋が確認できましたので、今後、その調査結果を踏まえて詳細な分析をしながら対応してまいりたいというふうに思っております。また、条例の制定につきましては、以前にもお答えいたしましたが、実態調査の結果と照らし合わせながら、町独自で必要かどうか、また、建築基準法第10条に規定されております保安上危険な建築物等の撤去を命じることができるなど、強い権限を持つ京都府と連携を図りながら対処していく方法が、より効果的ではないかなど、さらに研究を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

全国的にも居住者がおられず、管理が不十分な空き家がふえる中で、住民の不安を解消しようと自治体で条例化の動きが進んでいることは承知をいたしておりますが、空き家対策条例は的確な実施のための予算及び人員の確保、さらに所有者、地域住民のご理解とご協力が得られる実施体制を確保しない限り、課題の解決には至らないと言われております。いずれにいたしましても、概数が調査できたばかりでございますので、資料整理や分析を行った上で、町としてできる方策を考えていきたいというふうに考えております。

以上で、小林議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） ただいま町長のお答えをお聞きいたしておりますが、私は非常にちょっと的確なご答弁をいただいたようには、ちょっと理解しておりません。事に、いわゆる産業振興につつま

して、いわゆる産業振興コーディネーターの質問書に、創設につきまして一応通告をしてあるんですが、これにつきましてのお考えというものがお聞きできなかったなと思っています。いわゆる産業観光振興会議、あるいは観光振興ビジョンと、基づいた観光協会というところに具現化に向けて取り組んでもらっていると、今は検討段階だというようなお答えだったんですが、町民の立場からすれば、やはりもう検討も、もちろん必要だとは思いますが、いわゆる、とにかく一つでもやってみてもらおうと、行動を、やっぱり必要じゃないかと、そういうときになっておもうんですが、私もせんだっての、きのうも家城議員も申しおられましたけれども、議会運営委員会で長野県の小布施町に視察に行かせてもらったこと。

それから、私自身も3年ほど前ですか、産業建設委員会で上勝町にも訪問させていただいて、いわゆるへんぴな町が、山の中の町が何とかしてやっていかんなんという形で、いわゆる一つの地域の知恵を出すために外部の人の指導も受けられて、そして、外部の人から見られた、その地域の、そういったもの、掘り起こしというんですか、そういうアドバイスを一遍じゃなしに、1年間なり、2年間なり、継続的にずっと指導を受けられて、その結果、今日の、そういった活気のあるというんですか、活躍されておられる町が誕生しておるといようなことをお聞きしてきたわけですが、やはりこの町にも、やっぱりすぐれた環境なり、そういったものがあるのでございますが、やはりそういったものをリンクしてつなげて、こういうふうにしたらいいいんじゃないですかと、いいと思いますという、ある程度、そういったコーディネートをさせていただく方が、私は必要じゃないかと、私は思うんですが、これらのことにつきましての町長のご答弁がなかったように思うんですが、質問書に対する。お考えをお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、産業振興ビジョンを策定しますときに、いろいろな方々のご意見を聞く中で、町としては大勢の皆さんの参画していただく中で、産業振興会議を立ち上げて、その中で産業振興ビジョンを作成していただきました。そのことについて、町が、この産業振興、あるいは、そうした経済活性化に向けて、とりわけ責務を明確にした上で、皆さんに参画していただいた中で中小企業振興条例等もできてまいりました。先ほども申し上げましたように、その産業振興会議の中で今、じゃあ具体的に、このビジョンを進めていくためには、どうしたらいいかということ具現化に向けてのいろんな検討を進めていただいております。そうした中で、一つの案として、そういうアドバイザー的なものが出てくるのか、また、それだけでなく、実際に観光協会あたりから、そうした方の知恵がかりたいというふうな案が出てくるか、そうした中で、実際に進めていく段階の中で、そうしたお声を聞くことで町もさせていただきたいと思えます。

その同じアドバイスといいましても、コーディネーターといいましても、いろんな分野での、いろんな考え方がございますし、今までにも、それぞれそうした知恵をいただくための外部からの、分野ごとによって変わってきておりますけれども、そうしたことも取り組んできているわけですので、まずは、やはり今、産業振興会議で具体的に整理をしていただいている、そうした中身について、町も、それに協力をしていくと、支援していくという形で進めていきたいと、そういうふうにご考えております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今まで、確かに、いろんな大学教授でありますとか、講師の方がお見えになっ

て、それぞれのチャンネルですか、分野で、いろんな講演会等を開かれておりますことは、私もよく、一部かもわかりませんが、存じ上げております。しかしながら、私が申し上げたいのは、単発的じゃなしに、やはり継続的に、そういうたくさんの方々が、いわゆる総務省なり、そういった内閣府なり、そういった全国的に、こういった地域が疲弊しておりますので、何とか国も、その地域の活性化のためにという形で、いわゆるコーディネーター、歩かれる方を委嘱されて、何名かおられます、こういった中からでも、やはりあたりをつけられて継続的に、この町の、一遍や二遍、来てもらうだけでなしに、この町の間人として、どういうふうにしたらいいかという、真剣な、外からのアドバイスが、私は必要ではないかと、このように考えております。

町長の、今のお答え聞いておられます、会議頼みのような感じがしまして、町長の考えがはっきりわからぬのですわ、その産業についてどういようにしていこうという強い思いが、いわゆる町長の特徴の介護とかね、そういったようなことについては、確かによく行き届いておられますけれども、産業の、経済の落ち込みというのは、非常に、この町の将来の行く末が非常に案じられると、私は懸念しております。そういった思いで、本当に町のトップの立場として、何としても、この今、種まきしなきやいかんという強い思いがでかね、感じられるような行動なり発言なりを具体的にやっていただくのを町民は望んでおると、私は思っております。この9月決算につきまして、税務課から課税資料をいただいたのを見ておるんですが、これちょっと暦年の数値が、合併しました平成18年から、この24年度までのいろんなデータが書いてあるんですが、まとめてあるんですが、納税義務者の数がですね、給与所得者はパーセントでいきますと、平成18年度に比しまして24年度は給与所得者は78%、平成18年は76%が、平成24年は78%、2%ほど給与所得者は増加しておられます。

それから、営業所得者は平成18年が9.9%、約10%が平成24年度は7%に減っておる。3%も減っておるということで、所得等の状況につきましても、給与所得者の給与の総額がですね、平成18年と比しまして、平成24年度は90.6%と、約1割ダウンになっています。営業等の総所得金額が平成18年と比しまして、平成24年度は62%落ち込んでいます。農業は3.4倍になっています。そういったような形で課税標準額でありますとか、納税額につきましても、給与所得者につきましても、大体、平成18年度から5%なり、10%までのダウンで推移しておるようでございますが、営業等の所得者、いわゆる機屋さんであるとか、あるいはほかの商店でありますとか、いわゆる営業でやっておられる方の所得というのが、6割、62%とか、そういう低いダウンになっています。これは何としても、やっぱりこれ、平成18年から平成24年、6年半、6年ばかりの間に、ここまでの落ち込みが数値として見られるわけですね。何とかして、これをやっぱり盛り立てないことは、いわゆる営業所得者はわずかな人数かもわかりませんが、全納税者の、納税義務者の1万128名に対して716名でございます。7%の人数でございますけれども、この方々が頑張ってもらうことによって、また、雇用の場もつながるかもわかりませんが、やはりこういった今の与謝野町の実態を見まして、何としてもやっぱり経済の産業が力を入れていくのだと、これが一つの根本だと思うんです。これが若い人が住むようになられたら子供さんも生まれ、学校も、そういう統合につながらなくても、それぞれが行けるかもわかりませんが、何としても私は経済が、産業が、いわゆるこの6年間に、ここまで落ち込んでおると、給与所得者もおられるんですが、給与所得そのものが、いわゆる高額な給与

ならいいですけど、なかなかこのデータを見てみましてもですね、段階別所得100万円以下が、もう給与所得者も46%おられるわけですね。こういう数字を見ますとね、給与所得者でも所得が低いというような段階で、現状で、与謝野町がよくなっていくことがないと、私は思っています。

何としても、やっぱりこういった困窮の中で、いわゆる将来に向けての種まきをですね、やはり町長は頑張ってもらいたい、私は強く思っていますので、ちょっとこのことにつきましてもの思いを、もう一遍、聞きたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 全く小林議員がおっしゃることと同じことだと思っております。産業を活性化させる、経済を活性化させるということが、やはり町の大きな基本であるというふうに思っております。ですからこそ、今回の、こうした実際に商助という形の中で企業の皆さん方がみんな、町ぐるみで、この与謝野町を活性化していこうという、そういう熱い思いを一つの中小企業振興条例という形で作って上げてこられたわけです。それについては、やはり町ぐるみでという中で、確かにアドバイザーの方に来てもらって、ここの町は、こういう格好をしたほうがいいですよということがあったとしても、それとて、やはりじゃあそういう中で頑張っていこうというような、そういう思いを持っていただかない限り、そうしたことは成り立たないわけです。

ですから、そのきっかけづくりに、やはり振興、この与謝野町の全体の産業振興をどうしていったらいいかという、そういう目標を掲げて、そして、それを推進していく母体として、それを提言いただいた産業振興会議の皆さん方に、じゃあこれを具体的にやっていくのに、どうしたらいいかと、その会議の中には第1次産業、第2次産業、第3次産業、全ての分野から大勢の皆さんに入っていて、つくり上げてきたものでございます。ですから、それをやはり具現化していく、それは町ぐるみでやっていくということが大事だというふうに思いますので、具体的に、すぐ目に見えていない部分もあるかと思いますが、既に、その会議の中で、いろいろと出たことをやはり施策の中に生かしていくということについては、もう既にやっております。住宅改修なんかも、この会議ができる前でしたけれども、商助という考え方の中で、地域で経済を循環していこうという取り組みをさせていただきました。ですから、できることから、できるときに取り組んでいくという形で今、進めていただいておりますし、それらの施策についても具現化に向けて町も応援をさせていただいております。

ですから、なかなか効果的にカンフル剤のような格好では出てこないというふうに思いますけれども、将来のことを考えていけば、それが結局は大きな力になると、まさしく、先ほど言われましたように、今は種まきの、そうした状況だというふうに考えております。種まき以前の田を耕すところではないかというぐらいに、今は考えております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） なかなかお願いしましても、もう一つ具体的に進むまでに非常にまどろっこしい思いをいたしております。本当は、もう町長が先頭を切って、やっぱりこうすべきだという形で会議ばかりではなしに、引っ張っていただくとかが、私はトップダウンの姿勢が、やっぱり必要だと、私は思っております。これには、言うなれば、小布施町のアドバイザーは水戸岡さんとかいって、今度はKTRも頼まれて、あの方にアドバイスを受けておられるとおっし

やっておられましたけれども、やはり、その方の人脈で東京からもお客さんがたくさん来てくれるということをおっしゃっておられました。そういう、やはり外部から人が来ていただくと、きのうあたりも、きばって観光あたりの、観光振興のお話も出てましたけども、やはり外部から、この土地に人が来てもらわないことには、いわゆる観光にしても商品にしても、やっぱりまた、その与謝野町を知っていただくということにしても、やはり、まず、人に知っていただくということからすれば、町長なんかは、もう私たち以上の人脈、広い立場だと思いますし、ぜひ、そういうようなことのPRというんですか、そういう形のことです。やっぱり産業の振興と、そういう形のことには、やはりど真剣にやってももらわないことには、ようやってくれるという町民の声が聞けるほど、ひとつ頑張っていたきたいと、このように思います。

そのことにつきましては、言っていますがかみ合いませんので、次に移ります。次に、予算編成のことにつきましては、私は、そういった各課に対してのね、5%削減という形のことです。通達を出されまして、本当にこうして見ますと民生費なんかは8,300万円からの削減目標という形で、これはももとの分母が大きいのでやむを得ないんですが、大変な金額の削減が一つのノルマとして課を課せられておられるんだと思って、どの課も、それぞれ大変だと思います。議会の中でも、やはりぜひたくしておらんに、どうやという形です。みんなぎりぎりの中で、それならどうしようという形のことです。話しておったんですが、やはり12億円からも減ってくるということになりますと、それにかわる、いわゆる収入がない以上は、やはり出るほうを抑えるしかない、基本的に、そういうことしか言いようがないですね。それにはやはり人件費と、これは何も職員の方ばかりじゃなしに我々議員も含めての、全ての人件費の削減ということも、やはり避けて通れない、やっぱり今後の目標として、やっぱりそういったことも町職員の方々にもご説明もなされ、そして、そういった対応をなさるべきじゃないかと、私は強く思っております。

せんだってでもテレビで、かすみがうら市長、茨城県ですか、かすみがうら市長が、もう人件費で自治体が行き詰まってしまうということをおっしゃっておられました。かすみがうら市議会でも人件費削減を議会に提案されても、議会が否決するというような中で、理事者側は削減は提案されても、議会が否決するというような中で、こんなことをしていたら、もう町が行き詰まってしまうということをテレビで申されておられまして、本当にせんだっての9月議会でも簡易水道の値上げの案が否決されましたけども、町民の方々にも、いずれは、これやっぱり簡易水道の値上げも受けていただかなければ、いわゆる上水道との合同に向けて避けて通れない道だと思っております。

そういった、いろんなことから見ましても、やはり我々人件費も、やはりはらをくくるといぐらいの強い思いがなかったら、やはりこういった財政の目前に迫っている、アメリカの財政の崖と言っていますけども、与謝野町も財政の崖だと思っています。そういったことに、やっぱりクリアしていくについては、そこまでのことを真剣に訴えて、やっぱり方向づけをされる必要があると、私は思っておりますが、そのことについてお答えをお願いします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 本当におっしゃるとおりで、5%をカットするというのが、どれほど厳しいことかということ、まだ、我々も含めて職員も、また、住民の皆さん方もおわかりになっていただいていないというふうに思います。これはことしも5%、来年も、そこからまた5%、そして、

それも、その次も、そこからまた、5%ですから、相当厳しい中身だというふうに理解をしていただきたいというふうに思っております。そのためには町民の痛みをということを言っておりますけれども、痛みを痛みと感ぜないような方法で、やはり町民の皆様にも始末をしていただきたいというふうに思います。

旧町時代のときに、よく言ったんですけれども、ごみ一つ出すときでも、ごみの水気をきっちり絞っていただく、そして、その出すことによってごみの基本になりますのは重量ですから、重量が少なくなるということは、それだけ経費が安くなるということですし、そうした小さなことの積み上げというのは、相当大きな町からの持ち出しが少なくなることになろうかと思っております。ですから、町民の皆さん方で、自分たちでできることは自分たちでお願いしますというのは、結局は、それが自分のところにはね返ってくるというふうに考えていただくことが必要かなというふうに思っております。

確かに無駄を省く、それも行政の中での無駄を省く、これも大事なんですけれども、町全体での無駄を省く、電灯一つともすことも、これも一つは、大きな広い意味では、やっぱり節約をするということになってくると思っておりますので、これからの先、大変厳しいですけれども、少しずつ楽しみながらと言ったら失礼な話なんですけれども、やはり自分たちの生活の中で、どこまで自分たちの節約ができるか、無駄を省いていくか、ごみの出し方一つについても、そういうふうに考えていただくような、それらも含めて、また、我々も知恵を出してご協力いただく中身を、できるだけ協力をしていただきたいなと思っております。基本的な考え方は、入ってくるものが少なくなるんだから、家計でもそうなんです、入ってくるものが少なくなるのだから、出るのを少しでも抑えよう、また、町の全体の中で、そうした状況の中で出るのを少しでも抑えるために、町はどうしても、その方たちのために、それを支えていこうと、下支えしていこうというのが、私自身の考え方ですので、そうした意味で、皆さんの協力も得ながら、少しでも将来のために残していける、そうした財源を生み出したいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 誰も、やっぱりどこの家庭もね、やっぱり収入が減るということは一番こたえることですから、私も、こんな人件費を、僕ら自身も、ほかの議員さんからもお叱りを受けるかもわかりませんが、削減するなんてことは困るというような形かもわかりませんが、けれども、やはり何か、いわゆる町長は痛みを感じない方法でということをおっしゃっておられましたけれども、なかなか痛みは感じざるを得ない、やっぱり血も流さなければいけないときも、私は来ると思っています。そうせんだら、この地域の、町の維持ができないと、私は基本的には思っております。これは田舎のことですから、言うても無理かもわかりませんが、いわゆる町の町税の収入が約18億円ほどですわね、地方税が。人件費が18億円ほどかかってますわ、昨年の決算でもね。人件費というのは、私たち議員も含めたものですけど、それから、その余分にパートさんなんかの、そういった臨時雇いさんも含めますと22億円ほどの人件費的なものが出ておるといことは、民間会社とは、また、別ですけども、民間会社で売上の金額よりたくさんの人件費が要るというようなことやったら、もう当然、もう手が上がっておるのが会社であるべきなんですけれども、たまたま、国からの、そういった交付金なり、そういう制度のもとに守られておるといように思っておるんですが、やはり、こんなことがいつまでも、果たしていい

のかというようなことも思っております。今、いろいろと、これは、今度は職員さんの話になりますけれども、いわゆる職員給与の「わたり」という制度がございますよね、わたり制度、そう言ったのは、この与謝野町の場合は、わたり制度をずっとやっていかれる。今もわたり制度を継続しておるんじゃないかと思うんですけども、そのことにつきましては、どうですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今現在、わたりにはなっておりません。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） なかなか年とともに年々、楽になるのではなしに厳しい世の中ばかりになってきまして、こんな嫌なことも言わんなんことで、申しわけないんですが、だけど、やはりこういうことは、やっぱり皆さんで考えていただかなければならないと思っております。

それから、空き家の実態調査、廃屋のね、これも約500軒近い居宅なり倉庫なり、工場も含めたと思いますけども、与謝野町にあるという形で、議会懇談会に出てましても、何とかならんのかという強い声があっちこっちで出ております。本当に、私は、もっとこんな数字があるとは思っておらなかったんですが、この表をいただいて、改めてびっくりしておるようなことですが、空き家にしましてもですね、まだ、一部手直しをすれば工場なんかでも利用もできる、そういう建物もあるんじゃないかと思っております。こういった空き家の建物を、やはり都会の人の、若い人でありますとか、学生さんに利用してもらうような、そういうようなことのPRなり方策なり、PRする前に、やっぱりこっちの受け皿の準備も必要かと思っておりますけども、そういうことのための一部補修の制度でありますとか、あるいはまた、Uターンされるとか、そういう方々の一つの受け皿的な、短期にお住まいいただく場合の場所としての提供であるとか、そういうようなことでの活用でありますとかね、何か、そういうこれだけの軒数、戸数があるのをどうしたらいいのかということなんですけども、町長は、この数値、ご存じかと思っておりますけども、どのように思っておられますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） この場でも何回も申し上げたかと思っておりますけれども、なかなか整理をしていくというのが難しい、非常にハードルの高い中身だというふうに思っております。やはり一つ言えますことは、ご自分の所有であっても、公共の福祉に反するといえますか、そうした場合に適合するような格好でしてくださいという、そういう法律の中でお願いをしていくというようなことがあろうかというふうに思っておりますけれども、それとでもご本人が「うん」と言われなければ、やはり個人の方ですので、その辺をうちの町だけでということは、なかなか非常に難しい。そして、また、これを実際にするためには、先ほども申し上げましたように予算的に、また、お金がかかってきますし、それに対する人を張り充てなければなりませんし、また、その持っている方が遠くにおられる場合は、そこまで、やはり出向いて整理をしていくということが必要になってまいります。今の段階でルールをつくって、そして、それで適用していくということも非常に制限があって難しいというふうに思っております。

しかし、そのままほっておくということにはなりませんので、もう少し研究なり検討がさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 確かに個人の財産でございますので、公の資金でということは、これはちょっとなかなか難しい面もあります。せんだつても、それこそテレビの話ごろして申しわけないんですが、東京の渋谷区は、渋谷区だったと思いますが、いわゆるごみ屋敷の撤去、そういった形で、廃屋も含めたとは思いますが、1戸100万円、いわゆる税金で投入するというようなことを議会で決議されたことをテレビでやってましたが、非常に財政の豊かなところは違うなと思って、拝見させてもらったんですが、言うなれば、このまま、いわゆる京都府のほうにしましても、そんな強制代執行できるというものの、1軒もしたことないと、いわゆるお金が、無料でできるわけはございませんので、その原資はどこから来るんだということを確認できない以上、代執行もできないと、はっきり申されておられまして、本当にお金の財源を、どこに求めるかということも含めて、やはり今後の大きな、前向きではなしに後ろ向きの課題かと思っておりますので、また、いろいろと大変だと思いますけども、我々も含めまして、ひとつ皆さんでお考えいただきたいと、このように思って、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） これで、小林庸夫議員の一般質問を終わります。

10時40分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時22分）

（再開 午前10時40分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて一般質問を再開いたします。

次に、14番、糸井満雄議員の一般質問を許します。

14番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、12月定例会の一般質問をさせていただきます。

私は庁舎問題一本に絞りまして、質問をさせていただきたいというふうに思っております。私が庁舎問題について質問するのは、今回で4回目であります。また、昨日から3名の方が、この庁舎問題について質問されております。いろいろとダブる面もあろうかと思っておりますけども、ひとつその辺はご容赦願いたいと思います。今までの質問の経過を簡単に、まず、振り返ってみたいと思います。

第1回目は平成22年6月の定例会です。町長選挙後の記者会見における談話として3庁舎を加悦庁舎に統合するとの突然の新聞発表から始まりました。私は、そのとき合併の中でも最重要課題であり、総合計画に基づき十分な検討と慎重な対応、配慮が望まれるところであり、感情的な問題も発生するおそれがあるので、軽々に論ずべきではないと申し上げ、遺憾の意を表明したと思っております。

第2回は平成23年6月議会で、5月の町民説明会の後です。このときは検討委員会を経ずしての提案であり、これまでの町長発言、総合計画からも矛盾しており、整合性がないと申し上げ、一体性の確立に逆効果だと申し上げてきました。

第3回は平成23年10月議会で、町政懇談会を受けての質問でございます。町政懇談会では非常に厳しい意見、指摘があり、町政に対する不信感の増大を感じました。したがって、一体性の醸成、一体性の確立を図るために白紙に戻す、信頼回復に努力すべきと申し上げてきました。この間、町長の考えは、当初は総合計画に基づき検討委員会を設けて町民含めた中で検討するというものでございましたが、住民説明会では一部の限られた委員の検討より、ワーキンググルー

プの検討結果を重視、住民の声を聞くというものにかわり、検討委員会の設置には難色を示されていたとっております。しかし、住民懇談会においては非常に厳しい意見、批判が続出したために、懇談会の意見を真摯に受けとめて検討するとの考えが表明されたと思っております。そういった中で、以下、5点につきまして、質問を申し上げたいと思っております。

以上のような経過をたどりまして、本年1月に検討委員会が立ち上がり、10カ月検討された結果、内容的には、一つには町が示された案は見直すこと。二つには将来的な庁舎統合についての時期、方法は、今後、住民、議会、行政において真剣に議論を継続すること。3点目に野田川庁舎本館は耐用年数の関係から、閉鎖の方向での対応が望ましいなどが今回、答申されました。

今回の、この答申は経費の問題、サービス水準維持の確保、組織、機構の見直しや職員の適正配置、さらに住民感情や融和にも配慮された妥当な判断で、私は適切な答申と解しますが、町長は、この答申をどのように受けとめ、考えておられるのか、所信を伺っておきたいと思っております。

二つ目に、答申では加悦統合方針については、見直しを求めており、町の提案はノーであります。白紙に戻ると私は解釈いたしておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか、お考えをお尋ねしておきたいと思っております。

3点目には、総合計画後期基本計画には、庁舎統合は示されておられません。したがって、後期基本計画には本庁舎問題は存在しないと理解しておりますが、いかがお考えかお尋ねをしておきたいと思っております。

4点目には、答申では、将来的には庁舎の統合を図るとありますが、その場合は時期、方法を含め住民、議会、行政において議論をすべきであるということでございますが、町としては、どのようなお考えか、あれば、そのプロセスを明らかにしていただきたいと思っております。

5点目に、庁舎問題に関しては、与謝野町庁舎問題を考える会より2,566人の署名を添えての要望書が提出されております。提出者への対応は今後、どのように考えて対応されるのか、この辺についてもお伺いしておきたいと思っております。

以上、5点について、質問をいたします。先ほども申し上げましたように、大変、私、四番煎じでございますので、ダブる面が多々あるかと思っておりますけれども、その辺はご容赦いただきまして、ご答弁方よろしく願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 糸井議員、ご質問の庁舎問題についてお答えいたします。

これまでの経過につきましては、ただいま議員がご質問の中で述べられましたとおりでございます。昨年5月28日のわーくばるでの説明会において、町からの案をたたき台としてお示しして以来、早いもので1年と半年以上が経過いたしました。この間、町内24地区を回らせていただき、ときには日付が変わるまで熱心にご意見をお聞かせいただいた町政懇談会や、今年1月からは庁舎統合検討委員会において9回を数える会議で、熱心にご協議をいただき、このほど答申をいただきました。

この間の町の進め方につきましては、ベストの方法ではなかったかも知れませんが、結果として十分な庁舎議論が尽くされ、将来につながる貴重な足跡を残していただいたと感謝いたします。

答申の内容につきましては、既に多くの議員からのご質問をお受けする中で答弁させていただきましたので省略させていただきますが、ご質問の1点目、今回の答申をどのように受けとめ、考えているか、その所信についてお尋ねでございます。

私といたしましては、提出されました答申を尊重し、今後とも慎重に対応してまいりたいと考えております。庁舎統合の問題につきましては、多くの町民の関心事でもあり、それぞれの思いが多岐にわたることでもありますので、今回の答申が一つの大きな参考となり、今後、引き続き真剣な議論の中で答えが見えてくるのではないかとというふうに考えております。

2点目のご質問で、当初に町がお示しいたしました加悦庁舎への早期統合案は、白紙に戻るのかとお尋ねですが、私といたしましては、今回の答申を尊重し集約されました意見を参考にさせていただきながら、一旦スタートラインに戻って、引き続き議論を継続していく考えでございますので、当初にお示ししました加悦庁舎への早期統合案を、そのまま推し進めていく考えはいたしておりません。

3点目のご質問で、総合計画後期基本計画に庁舎問題は存在しないと解すべきと思うがとお尋ねでございます。今回、策定を提案しております後期基本計画においては、前期計画にありました分庁舎方式の検証を行い、総合庁舎方式に向けて検討します。また、そのための検討委員会を立ち上げますの記述は削除し、庁舎統合に関する新たな直接的な事項は記述いたしておりません。ただし、後期基本計画に既存公共施設の有効活用、相互利用、機能の集積を図るため、類似公共施設の統廃合と機能分担などを検討しますと記述しており、この中に庁舎統合の件も包含しているものと考えております。本年度は、総合計画後期基本計画を策定する審議会と庁舎統合検討委員会を並行して開催していただいております。庁舎統合の最終的な答申がまとまりましたのは、後期基本計画案を取りまとめたいただいた後のスケジュールとなったこともあり、後期基本計画に庁舎の答申内容を直接的表現で反映することができなかった経過もございまして、このような形となったものでございます。

4点目に、将来的に庁舎の統合を図るため、その時期や方法について住民、議会、行政において議論すべきとあるが、そのプロセスは、どのように考えているのかとお尋ねですが、答申をいただいたばかりでございますし、今後の議論により大きく左右されると思っておりますので、現在のところは具体的な考えは持ち合わせておりません。まずは、野田川庁舎本館の閉鎖に向けて機構改革を含む課の再配置を早急に検討してまいりたいというふうに考えております。そうすることで、次のステップが見えてくるのではないかと考えております。

5点目に、与謝野町庁舎問題を考える会から多くの署名を添えた要望書が提出されている件について、提出者への対応は、どのように考え対応されるのかについてのお尋ねでございます。今回の答申は、当初に町がお示ししました加悦庁舎への早期統合案を見直すべきとされ、町といたしましても、この答申を尊重し、当面、現在の分庁舎方式を継続しながら慎重に対応していく考えといたしております。このことはご要望の趣旨に添ったものと受けとめております。住民の皆様には早速に広報よさの12月号で広く広報し、また、今回の一般質問におきましても、多くの議員の方々からご質問があり、お答えをいたしておりますので、これら広報誌やテレビ中継を通じてご要望いただいた多くの皆様のご理解もいただけるのではないかとというふうに考えております。

以上で、糸井議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ただいま町長から答弁をいただきました。

まず、1点目の、どのように受けとめておられるかということに対しては、率直に申し上げまして、答申を尊重していきたいと、そういうふうなお考えのようでした。したがって、その答申を受けての、この答申を尊重しながら、それを参考にして今後、議論をしていきたいと、こういう考えだろうというふうに思っております。

私がちょっと聞きたかったのはですね、いうならば町長の方針と違った答申が出されたら、私は思っておるんです、実は。今までの町長の考え方とすればですね、加悦統合庁舎方式を提案されておったわけですが、それと違った答申の内容であったわけなんで、その辺で町長の考えがあったのかどうか、その遺憾であるとか、そういうふうな考えがあまりかなというふうな考えがあったもので、お尋ねしたかったんです。私は、ある程度、答申の内容はですね、これでやむを得ない答申で、これでよかったのかなと、私は思っておるんですけど、その辺は町長は、どのようにお考えになっておられるのか、再度、お尋ねしておきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一番初めからの捉え方が違ったのかもわかりませんが、町として出させていたのは、一つの町の考え方、たたき台として出させていただきました。ですから、それに対して、いろんな方の意見を聞いた上で、それらも踏まえて検討委員会を立ち上げ、その中でご議論いただいたらいいというふうに思っておりましたし、その諮問をいたしますときにも、総合庁舎方式にしてほしいと、そして、町の案はたたき台として柔軟に検討いただけたらいいという内容のものでしたし、今回、加悦庁舎への早期統合案という形ですから、早期に統合していくということについては、3名でしたか、委員の中でも3名おられましたので、どれも分庁舎方式を除いて4案は、どれも賛成がなかった。検討委員会の中では3分の2以上ということになってますけども、それとても総合庁舎を真ん中に建てるというようなことについても、これ半数にも、まだ、達してなかったということは、この四つの案それぞれが、どれも成立しなかったという点では、やはりこれらも踏まえて、もう一度、一からの議論のし直しということになろうかというふうに思っております。ただ、その中で、はっきりとしましたのは、総合庁舎に向けて今後は統合していくんだという意見、それから、それをやるに当たっては議会、そして、行政、町民の皆さんで慎重に議論をしてほしいということ、それともう一つは野田川庁舎の本館分については、これはもう使用しないという形で課の機構改革を含めて考えていただきたいということ、これはもう今現在で到達している、はっきりとした中身だというふうに思っておりますので、これらはやはり慎重といいますか、それらを受けて町としては、できるだけ努力をして、それを早期にしていくという、そういう考えでございますので、後については、将来的にどうしていくかということについては、また、もう一度スタートラインに戻ったというふうに理解をしております。ですから、決して、これが遺憾だったとかいうことではなしに、多くの町民の方のご意見が、やはり多岐にわたったということだというふうに受けとめさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、今回の加悦庁舎統合案については、見直しを求めるということで、私

は、これを白紙というふうに理解をさせていただきます。

そういうことで、今後、この庁舎問題については、いろいろとまた、論議されると思うんですが、町長が言われるように、庁舎の統合についての総合庁舎につきましては、私は、それを誰も反対する者は、私はないと思います。総合庁舎についてはですね、それは経費の面から、いろいろな面からしてですね、私は、それは反対する何物もないというふうに、私は思っております。ただ、まちづくりを考える上においてですね、総合庁舎の、例えば考える場合にですね、住民へのサービス、これ位置によっても変わってまいりますし、やり方によっても変わりますけれども、やっぱり視点として、捉え方として、やはり住民へのサービス、あるいは防災、防犯上、そういった観点からの検討、それから、機構の問題もありますし、職員の配置、この答申書にも書いておりますけれども、そういったもの。

特に住民へのサービスにつきましては、これは自治法第4条の2項にも示されておる、これはやっぱり生かされるべきだろうというふうに思いますので、そういった位置の問題、将来の与謝野町のまちづくりについてですね、どういった総合庁舎がいいのか、位置を含めてですね、私は今後、十分にですね、議会とも、あるいは住民の皆さんとも検討すべきだろうというふうに、私自身も考えておりますので、そういった方向でですね、ひとつ検討をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、総合庁舎の関係についての総合計画についてですね、私も大分、見たんですけども、前期と違ってですね、具体的な記述がないんですね。難しかったのかなというふうに思うんですけども、これだけのやっぱり大切な問題ですので、これは基本計画の中でも申し上げてもいいと思うんですけども、ある程度の、私指針は必要ではなかったかなというふうに思うんです。答申と、その答申の、こっちの答申とこっちの答申との時期のずれもあったかもしれませんが、そういうことで、私はある程度の指針を示しておくほうが町民の皆さんにもわかりやすく、今回のような問題も起こりかねない、今回のような問題も起こらないのではないかなと、ある程度、示すことによって、そういうふうに私は考えておったわけですけども、この辺が、どのように記述としてされるのか、大変難しいところだろうと思うんですけども、もう一度、そこら辺についてですね、町長のお考えをお尋ねしておきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど糸井議員もおっしゃったように、それぞれの思いがありまして、先ほどのは糸井議員のお考えというふうに受けとめさせていただきました。住民サービスにつきましても、今の場所が本庁であることによって、住民サービスが著しく損なわれている地域もあるわけですし、全体の中で、どう考えるかということは必要だというふうに思いますし、それともう一つ視点が抜けているのが、一番初めに新町ができましたときに、今あるものを有効に使っていくということが大前提で、新しいものは建てないという前提のもとに新町がスタートしたというふうに、私自身は思っております。そのことが今回、違った意見をお持ちの方もあったということですし、やはり、それらの整理もしていく必要があるかというふうに思います。そうした意味で、先ほど後期基本計画と、この検討委員会とのずれがあるという中で、先ほども申し上げましたように既存公共施設の有効活用、相互利用、機能の集積を図るため類似公共施設の統廃合と機能分担などを検討しますということが明記されております。これは庁舎のことも含んでいるというふうに

考えていいんだらうと私自身は思っておりますし、一番初めのことから申しますと、これで十分ではなかろうかというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 多分そうだろうというふうに、私は思っておりましたけれども、公共施設ですから、全てのを包括しますので、だけど、前期ではそうして、別項目として重要項目として出されておったので、やはり後期計画の中でも、やっぱり重要項目として、そういうものがあるのかなと、ある姿かなと、私は実は思っておったんですけども、それがなかったと、恐らくその中で、含まれておるのではないかなと思っておりました。

だから、新町まちづくり計画の中でも、やはり公共施設の統廃合についてはうたっておりますし、前期でもうたっておりますけれども、別にありましたので、それが、やはり混乱を招く、招かないようにする一つの方策かなと、私は、そう考えておったので、私の、これは考え方ですので、町長はまた、その中で包含してやるんだということなら、それでもいいんですけども、私は、そういうふうに考えておったので、そういうふうに申し上げたのでございます。だから、その中で、やられるというのだったら、私は、それでも結構かというふうに思いますけれども、ちょっと私は、そういう点では違和感を覚えたということで、私は、もう1項目設けるべきではないかなというふうに思っておるわけです。

それはそれとして、最後の5問目になるんですが、いわゆる2、566名の署名を添えての要望が提出されたわけですが、要望書というのは、請願と違いまして、応える義務も何もないというふうに思います。あくまでも要望は要望として受け取られるというふうに思うんですが、ただ、2、500人といいますと、岩滝地域の有権者の大体半数なんですね、50%ぐらいだろうというふうに私は推測しておりますが、そういう人たちが要望しておるわけなんで、何らかのお返しをする、回答する手だてが必要かなと、例えば、広報でもいいですけども、例えば、ことしの町政懇談会の中でも、そこら辺の一定のけじめというものは、私は必要ではないかなというふうに思っております。議会も請願が出ておりますので、一定の結論を出さなければいかんわけですけども、やはり単なる要望書とは若干、このニュアンスの違うようなものがありますので、そういうふうに私は考えておるんですけども、町長は、その辺、どのようにお考えかなと、再度、お尋ねしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほどもお答えいたしましたように、町の当初、示しました加悦庁舎への統合案、早期統合案を見直すべきというふうにされましたので、町は、この答申を尊重して、そういう方向で進めるということ、この議場でも答弁をさせていただいております。そういうことですので、今回の要望の趣旨に沿ったものだというふうに、私自身は受けとめております。そうした意味で、住民の皆さんには、もう今回の12月号、広報12号で、この中身につきましては、全てあら方、載せさせていただいて、中身の内容についても載せさせていただいておりますので、それである程度十分におわかりいただけるのではないかなと、また、この議場での質疑も皆さんに公表されておりますし、もう少し丁寧にするんであれば、また、来年の町政懇談会等でもお話しさせていただくということも、これはやぶさかではございません。しかし、なかなか答申が出た、それを尊重していくということは、それをそのままやはり皆さんにお伝えするのが正しい方法で

はないかと思しますので、広報でお示しさせていただくのが一番、文字になって残りますので、それが一番的確な方法ではないかなというふうに感じております。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） わかりました。庁舎問題については、ちょっと方向を間違えますと、大変大きな問題になりますし、住民感情ももつれる可能性もありますので、今回の、こういったことがならないように、ひとつ慎重に今後も検討していただきたいなというふうに思っております。ですから、新町まちづくりなんですけど、新しい合併して、やっとここへ来て6年ですか、なったわけなんで、やっぱり私は一番思っておるのは、一体感の醸成といいますか、一体感の一体性の確立、こういったものを、まず、私はやって、お互いに町民と行政との信頼関係をつくっていくと、そうしないと、やはりいろいろなご無理を言うても、先ほどから質問の中で財政の問題も出ておりましたけれども、町民の皆さんに痛みを感じていただくというときでも、やっぱり信頼関係がなければ、これはできないわけなんで、まず、そこら辺の信頼関係を図るべくまちづくりにも、ひとつお願いをしておきたいと、そのための庁舎問題についても、ひとつそういう観点で今後も検討を進めていただきたいなということを申し上げて、私は、これで質問を終わりたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） これで、糸井満雄議員の一般質問を終わります。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

- 2 番（和田裕之） 失礼いたします。それでは、議長のお許しを得ましたので、私は事前通告に基づきまして一般質問を行わせていただきたいと思います。

今回は地域医療政策について、この5点について質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

我が国の医療、これはWHO（世界保健機構）の報告でも高い水準を得ていると言われております。しかし、近年の地域医療環境は危機的状況にあると言われ、病院の閉鎖や医師不足などで全国的に深刻な問題となってきております。地域の医療関係が危機的な状況になってきた要因としては、大きく四つを上げることができるのではないのでしょうか。第一に医療費の抑制政策で、医療費に対して財政再建至上主義的な政策が行われたということであり、ありていに言えば診療報酬の抑制であり、厚生労働省は医師の増員は医療費の増加につながるとし、指数を抑制してきました。

第2に平成16年に導入をされた臨床研修医制度があり、若い医師の行動が大幅に変わったことが上げられます。この臨床研修制度で大学医学部の卒業生が自分の希望で臨床研修先が選べるようになったため、それまで医学部医局の指示によって臨床研修先や、その後の勤務先を指定されるという、このような仕組みがなくなり、研修医は自分の医療技術を向上させるため症例も多く、専門分野の権威からの指導を受けられる都市部の大病院に行こうという、こういった傾向があります。地方の公立病院や医大病院の志願者が激減し、研修医だけでなく勤務医までも不足するという事態になってきました。診療科で見ると産科、小児科の不足が顕著ですが、麻酔科も不足が深刻です。地域によっては内科、外科も足りないという状況であります。

第3に医療リスクの増加が上げられます。医療事故の訴訟が増加しており、特に産科では訴訟

を起こされ、刑事罰の対象になることも少なくないようであります。そういった医療リスクの多い科には行きたがられない、そういった傾向のようです。また、麻酔科の事故も定常的に起こっており、麻酔科医の不足は外科医の数に比べ麻酔科医の数のバランス、これが悪いということもあります。

第4にコンビニ受診が上げられます。特に小児科の場合が顕著だそうです。子供が高熱を出したりすると深夜であっても病院に担ぎ込むことが上げられます。子供の診療は手間がかかり労働力も多い、その割に診療報酬が安いので、小児科のなり手が少なくなっているそうです。

こういった医療崩壊の結果として地域では公立病院の休業、私立病院の倒産、さらには中核病院でも診療科の閉鎖や休診といった事態が起こってきています。このような現状の中で地域医療を守っていくためには、医師をふやすことはもちろん重要ですが、まず、現状の医療資源を有効に活用し、日常の診療や軽症患者、この方々を開業医で担い、手術ですか、高度技術、こういったことを中核病院が担うことにより地域内で役割分担をすることで、医師不足を緩和することが可能となりますし、役割分担と連携を進めて地域医療を面として提供できる体制が必要ではないかと考えております。

医療提供者も医療を受ける側も、さらには自治体でも自分たちの地域の医療と一緒に守っていくという共通の目標を持つことが必要ではないかと思えます。地域の医療をよりよいものにするためにも、地域医療のニーズや資源等の実態を調査し、どういう問題があり、どういう診療科やサービス、医師の確保が必要なのかを地域の関係者や住民と一緒に考えていくことが必要だというふうに考えております。

それでは、質問に入らせていただきます。当地域の医療について、お聞きをしたいと思います。

一つ目の質問です。福知山市民病院に救命救急センターが設置をされましたが、当町の医療体制はどのように変わったのかをお聞きをいたします。

二つ目、ドクターヘリの運航状況及びオスプレイの飛行訓練によるドクターヘリへの影響についてお聞きをしたいと思います。

三つ目、人工透析の患者数及び現状について、お聞きをいたします。

四つ目、徳山医院が閉鎖をされましたが、地域住民への影響と、当町の対応について、お聞きをいたします。

五つ目、不妊治療の現状及び助成について、お聞きをしたいと思います。

以上で、私の1回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員、ご質問の地域医療政策について、お答えいたします。

1点目の福知山市民病院に救命救急センターが設置されたが、当町の医療体制は、どのように変わったかについてでございますが、平成24年3月30日に福知山市民病院が地域救命救急センターとして京都府から指定されました。当病院は、京都府北部をはじめとする北近畿の救命救急の充実を図り、地域住民の安心・安全に貢献していただいております。現在、平成26年の救命救急センター棟開設に向けて整備されております。議員もご存じのように、救命救急センターは一般の救急医療施設では診察することが不可能な重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる施設

として位置づけられております。このため、この診療体制を確保するための十分な医師、職員体制はもとより、最新の設備を備え、重傷や複数の診療領域にわたる全ての救急患者に対して、高度な診療機能を持つことが条件となっており、府内では京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、京都医療センターの3カ所に加え、このたび洛和会音羽病院、宇治徳洲会病院が指定されました。さらに北部地域に初めて専用病床をおおむね10床以上、最寄りの救命救急センターへのアクセスが60分以上の地域に設置される地域救命救急センターに、福知山市民病院が指定されました。

京都府保健医療計画によりますと、本地域での救急医療体制としましては、外来診療を中心に、比較的軽度な患者に対応していただく初期救急医療体制と救急告示病院である府立与謝の海病院において、第2次救急医療体制がとられており、従来の医療体制と何ら変わりはありません。与謝の海病院での診療が困難な場合やドクターヘリ等による搬送先となる第3次救急医療体制として地域救命救急センターが近隣の福知山市民病院に設置されたことは、北部地域の救急医療体制の向上に大変喜ばしいことだというふうに思っております。

2点目のドクターヘリの運航状況及びオスプレイ飛行訓練によるドクターヘリ運航への影響でございますが、平成22年4月17日から運航開始されましたドクターヘリの運航状況につきましては、初年度の平成22年度が出動件数847件で、一日当たり2.4件となっております。うち京都府内への出動件数は180件となっており、出動率は全体の21.3%となっております。また、平成23年度は出動件数1,254件で、一日当たり3.4件であります。うち京都府内への出動件数は213件で、出動率は、全体の17%となっております。出動件数の中で搬送先医療機関につきましては、兵庫県内が850件、鳥取県内が95件、京都府内が118件となっており、主に与謝の海病院、福知山市民病院、公立南丹病院等へ搬送されております。

平成24年度に入りまして10月末時点での出動件数は814件で、一日当たり4.4件と、前年度を上回っております。うち京都府内への出動件数は121件で、出動率は全体の14.9%となっております。

次に、オスプレイ飛行訓練によるドクターヘリ運航への影響につきましては、京都府に確認しましたところ、既に明らかになっている6ルートとは別に、中国山地を縦断するルートでも訓練が実施される可能性があることから、ドクターヘリ運航会社には、他の民間航空機等の運航に対して同様より一層安全運航に配慮するよう注意を促しているとのことでございます。

3点目の人工透析患者数及び現状についてでございますが、まず、患者数についてですが、現在、与謝野町内で58名の方が腎臓疾患により身体障害者手帳の交付を受けられておりますが、平成22年度から、町では人工透析を受けておられる方を対象に、月5,000円を限度として交通費の半額を助成する制度を設けており、その受給者が48名おられることから、患者数は48名と考えております。

次に、現状についてですが、現在、宮津与謝管内で人工透析のできる医療機関は、与謝の海病院と宮津市の岡所泌尿器科医院の2カ所ですが、12月1日から宮津市の宮津武田病院でも開始されたと聞いております。ちなみに人工透析器機の台数ですが、町で把握しておりますのは、与謝の海病院が15台、岡所泌尿器科医院が16台、宮津武田病院が20台と聞いております。透析患者さんの医療費につきましては、公費の負担、特定疾病による保険者負担分と、これは福祉

医療により実質無料となっております。また、先ほど申し上げました町の独自施策により京都府の交通費助成の対象とならない1万円以下の交通費について助成を行っております。なお、通院をされている地域については交通費助成の申請によりますと、与謝野町在住者の48名のうち、宮津与謝地域が40名、舞鶴、綾部、福知山方面で8名となっております。

4点目の徳山医院の閉鎖による地域住民への影響と町の対応についてでございますが、昨日、塩見議員のご質問に答弁させていただいたとおりでございます。どうかご理解をいただきますように、お願いいたします。

5点目の不妊治療の現状及び助成について、お答えいたします。不妊治療の助成制度でございますが、町の不妊治療給付事業として、1年以上居住の方を対象に一般不妊治療の保険診療のみの場合、実行負担額の2分の1を助成させていただいており、その限度額は平成23年度で従来の3万円から6万円に拡充しております。さらに、新たに、これまでの対象とならなかった保険診療外の人工授精治療も対象とし、その上限額は10万円としております。実績としましては、平成22年度の申請者数が9人のところ、制度が拡充された平成23年度は17人と、倍増し、そのうち5人の方が人工授精治療を実施されました。また、京都府の制度として特定不妊治療費助成事業があり、体外受精、顕微授精治療を対象に1回の治療につき15万円まで、初年度のみ3回、翌年度以降は年2回、通算5年で計10回の助成を受けることができます。

治療は、京都府指定の医療機関とされ、現在は、その全てが京都市内にあり、距離的にも時間的にも、また、経済的にも精神的負担の面からも、なかなか治療に踏み込めない方もあるものの、全国でも出生率が低い京都府では、不妊治療の助成制度は負担の軽減策としても、また、少子化対策としても不可欠な制度となっております。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） ご答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、2回目の質問ということでお願いをいたしたいと思っております。救急救命センターにつきましては、町長のほうから事細かく説明をいただいたというふうに思っております。先ほどおっしゃいましたように、今まで3カ所しかなかったという、この救命救急センターですが、新たに4月から福知山市民病院含め三つ、こういうふうにできたということなんですが、これについては、私としては非常に待っていたというか、非常によかったなというふうに考えております。そこで丹後医療圏ですね、2市2町、これは丹後医療圏になるんですけども、これの中には、京丹後市、宮津市、そして、伊根町、与謝野町でありますけれども、福知山市というのは、中丹医療圏になるんですかね。その中で福知山の、先ほどお話がありましたとおり、もう1回、ちょっと確認をしたいんですけども、できたのはいいんですが、直接、受け入れる体制になっているのかどうか、一旦、与謝の海病院を経由して再搬送という形なのか、直接ですね、救急隊のほうから要請がかけられるものなのか、もし、そうでないとなれば、今後、そのようなことに改善できないのかと、そういう点についてちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） お尋ねの件につきましては、まずは与謝の海病院ということで、再搬送のこともあるというふうに聞きました。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、わかりました。まずはということなんですけども、できたら、これはやっぱりですね、一刻を争うことなんで、いずれというか、直接ですね、搬送していただくという、これが一番ベストなのかなというふうに思います。

次の質問なんですけど、宮津与謝管内ですね、これはですね、119番を電話をされると、ほぼ100%ですかね、与謝の海病院に搬送という形になります。ほかに病院というか、救急病院というのがないわけで、都会みたいなんです、たらい回しというか、こういうことをされたり、拒否をされたりということはないんですが、症状によってはですね、先ほどから申ししておりますように、医療機関というか、与謝の海では手に負えず、ほかに再搬送されるという、こういうことは非常に時間のロスというものがあると思うんです。そこで平成22年度では、救急搬送、これは宮津与謝管内ですね、これ2,079件あって、そのうち脳疾患、心疾患ですね、こういった急病というか、これは1,305人おられたということで、この中の64人の方、この方が与謝の海で手に負えずですね、舞鶴医療センター、そして、豊岡の病院ですね、再搬送されたということでお聞きをしております。こういった地域によって、一刻を争う疾患でですね、命を落とされる、そして、地域によって助かる命が助からないという、こういった格差というのは、あってはならないと、こういうふうに思っております。

平成22年ですか、先ほどおっしゃいましたようにドクターヘリですね、これが運航されて、先ほど現状をお聞きをいたしましたけれども、このことは非常に進歩というか、したなというふうには思っております。しかし、一方でヘリで運ばれたご家族ですね、例えば、京都市内に運ばれたり、豊岡に運ばれたりということになりますと、ご家族にも大きな負担がかかってくるというふうなことになります。一番ですね、よい形としては、地域の完結型、いわゆるほかの医療圏に頼らず、丹後医療圏の中核の病院である与謝の海病院ですね、これをもっと拡充していただくことが必要じゃないかというふうに思います。また、与謝の海病院ですね、救急救命センター、これを設置することも重要だなというふうに思っております。

9月定例会でですね、与謝の海の府立医大附属化について質問をさせていただいたんですけれども、住民の意見の場として、推進化附属会議ですか、これで町長、出席されると思うんですが、積極的に地域のニーズ、そして、要望をですね、上げていただいて、よりよい病院にしていきたいと、このように思っておるんですが、その辺のところのお考えをお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 与謝の海病院に救命救急センターの設置をとということにつきましても、事あるごとに京都府に対しましては要望しております。そうした中で、与謝の海病院の救命体制につきましては、平成23年度に救急専門医による救急科の設置や、今年度、救急室の拡充など、整備をいただいているところですが、そうしたことにつきましても、今後も近隣市町と連携をして要望を続けてまいりたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 救急科ですか、与謝の海も、これもできたということで、だんだんよくなるようになっておると思います。それで、何度も言いますが、やっぱり積極的にというか、強く、また、今後も救命救急センター、これの設置をしていただくよう要望していただきたいなというふうに思

います。

次の質問ですが、オスプレーの問題について、先ほどご答弁がございました。先ほどおっしゃったようにですね、6ルートのほかにも7ルートですね、これ山口県から兵庫県をつなぐブラウンルートという、この部分があるんです。そこを低空飛行訓練をするということでお聞きをしております。きのう、伊藤議員がおっしゃいましたように、欠陥輸送機とおっしゃいましたけれども、大変危険な部分があるというふうに指摘をされておる、簡単に言えばというか、ヘリコプターと飛行機を一体化させたような、よくご存じだと思うんですけども、こういったものを飛ばされるということになっております。そこで、これいろいろと問題というのはあるんかもわかんないですけども、例えば、日本の航空法による、ようは高さ制限ですね、市街地であったら300メートル以上、市街地外でも150メートルの航空法制限というのがあるんですけども、これも適用外だと、そして、学校、病院上空、土日、休日ですね、この規定も無視をされておると、こういったことが行われようとしておるわけで、この問題については兵庫県の市会等でも問題になっているというふうに聞いております。そんな中で、このドクターヘリ、京都、兵庫、鳥取、この3県をまたいでドクターヘリは巡航しておるわけですけども、この危険なオスプレーと事故でも遭えばというか、起こせば、京都府の医療にも大きな影響があるというふうに思います。それで町長は、どのような、このことに対して、どのようなご見解をされているのか、お聞きをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 民間であろうと、こうしたオスプレーであろうと、そうしたことが起こっては、もう大変なことでございますので、それについては、ぜひ、そういうことが起こらないような安全運航について強く求めていくということに、そういうことが必要かと思っております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） ぜひ、要望していただきたいと、そのように思っております。

次なんですけれども、人工透析ということについてお聞きをいたしました。当町では実数でいうと48名の方がおられるということでお聞きをいたしました。これですね、人工透析を開始された患者さんというのは本当に身体的にも、精神的にも衝撃が大きく、その後の生活にですね、大きな負担というものを伴ってきます。全国では約30万人ですか、おられるということで、医療水準と患者数、治療歴から日本の透析の技術といいますか、医療は世界最高水準というふうに評価をされておるわけですが、先ほどおっしゃいましたように宮津の武田病院さん、折り込みというか、新聞にも、こんなように入っておった、ごらんになった方がいらっしゃるかなとは思いますが、ベッド数ですね、70床を整備されるようで、武田病院さんのほうでは体力の低下だとか、高齢者への配慮をされて送迎も実施されるというふうにご覧いただけます。そこで与謝の海病院でも、平成22年度ですか、これ新たに導入というか、透析を開始された方、この方が25名おられるということでお聞きをしております。しかし、透析のベッドというか、慢性的に枯渇の状態であるというふうにも聞いておられて、近くで受けられずに、遠方の病院に行かれておられる方もかなりあるんじゃないかなというふうにご覧いただけます。このことにつきまして、武田病院さんがやられますので20床、これトータル、器機数でいうと、先ほどおっしゃったように51台になるんでしょうか。これによって、実際、大分問題というのはいかに解決するのかどうな

のか、足りるのか、どうなのか、その点のところを、わかりましたらお願いをしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 正直申し上げまして、この人数だとか、患者さんによって回数も違いますし、少しわからないところがございます。ただ、町もしております、そうした交通費の助成を受けておられる方が通っておられる場所というのが、与謝の海病院が27名、そして、岡所さんのほうが13名、そのほか舞鶴、共済、京都ルネス、綾部ルネス、これで8人ということでございますので、割合近いところで、そういったことを受けておられるということが、これがわかるんではないかなと、これに武田病院が入ってきますと、ある程度カバーできるんじゃないかというふうに、数字の上だけでは、そういうふう感じております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、わかりました。与謝の海病院ですね、平成21年度、資料ちょっと、それしかないんですけども、一番多いのが週3回が568名、週2回という方が31名、週1回という方が5名ですか、患者実数としては656名ですか、延べ人数で8,193名というふうに出ております。非常に今後もですね、透析というのを受けられる方がふえてくるんじゃないかなというふうに思います。若い方なんかでも生活習慣を改善して、ならないような努力も必要ですし、啓発もしていただけたらというふうに考えております。

そしたら、次、四つ目の質問に移らせていただきたいなというふうに思います。きのう、岩屋の徳山医院さんの閉鎖についてはですね、有吉議員、そして、塩見議員のほうからご質問がございましたので、細かいところはちょっと置いておきたいなというふうに思います。重複しますが、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

長きにわたって、お世話になった病院でありまして、医院でありまして、ご尽力もしていただいたわけでありまして、町としての対応といたしますか、きのうもお聞きをいたしておりました。その答弁では、私はちょっと不十分では、対応ですね、ないかというふうに考えております。私は地域医療の維持は、この高齢化のもとで生死にかかわる最重要課題の一つでありまして、医師の確保の努力、最低限の維持というものは町のほうでもしていただかなければならないと、このように考えております。この地域は開業医も少ない、そして、地域医療ですね、今まで申しております。これを守るためには、公立の病院だけではなくて、民間の医療機関、こういった開業医もふやす努力が、町にも必要ではないかというふうに私は考えております。その点について、町長は、いかがお考えなのかをお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町としては、そうしたことは、やはり開業医さん、それぞれの思いで開業されるので、町としては、そのことについては口出しはできないというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 支援できることがあるのであれば、ぜひお願いしたいという、これが地域医療ですね、冒頭申しましたように、守ることに、役割分担することによって守ることもであると、こういうふうに考えておりますので、ぜひ、よろしくをお願いをしたいと思います。

あと、足の、閉鎖されることによってですね、高齢者の方が非常に頼りにされとったというふうに思うんですけども、この足の確保についてもですね、ちょっと考えていかなあかんのかな

というふうに思っております。

例えば、ひまわりバスですね、これなんかにつきましても、議会懇談会ですね、私も11カ所させてもらって、8カ所だけは行けたんですけども、多くのひまわりバスについてもご指摘があったかというふうに思っております。これ乗車されてないだとか、無駄があるとか、こういう意見も多かったというふうに思っておりますが、これを必要とされている人がいる以上、なくすわけにはいかないというふうに思っております。もちろんですね、いろんな改善ですね、改善だとか課題、昨日のお話もあったようにデマンド、ほかの輸送サービス、こういったものも検討をしていかなければいけないと、こういったことですし、また今後、ますます高齢化が進み、交通手段の再検討、こういったものも必要な時期になっているんじゃないかというふうに思っておりますけれども、その辺のところを町長はいかがお考えでしょうか、お願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 昨日も申し上げましたけれども、岩屋に限らず、そうしたバスの通ってない不便な地域もございます。それらも含めて、今後、重要な課題になってくるというふうに思いますけれども、やはり費用対効果ということも、町営バスひまわりにしましても、誰も乗っておられないようなときがあったり、いろいろとありますので、それらも含めて、どう足を確保していくかということについては、今後の課題として考えさせていただく必要があるというふうに認識しております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、ぜひよろしく申し上げます。

最後の質問、五つ目なんですけれども、不妊治療の現状も、そして助成の状況についてお聞きをいたしました。平成23年度ではですね、3万円から6万円をふやしていただいたということは、大変ありがたく思います。

全国でも、この少子化という問題が進んでいる中で、与謝野町でも、この人口がどんどん減っていくことに関して、私自身、非常に悲しいし、寂しいという、こういう思いもあります。少子化の要因ですね、未婚化や晩婚化、さらにご夫婦から生まれる子供の数ですね、これが減っていくわけですね、いろいろと経済的な状況であったりだとかということで、長期的な少子化傾向が進んでおります。ここで、お子様がほしくても望めないと、こういった、授からない、不妊という方々、不妊治療もされるということですけども、今や10組に一人、このような状況にもなってきたというふうに言われております。

不妊治療では、精神的苦痛、そして多額な治療費や遠方の病院に通われたりだとか、また労力、その苦労というものははかり知れないと、こういったものがあるというふうに思います。この治療、途中で断念される方もあるというふうに聞いておりますけれども、諦めずに治療を進めてもらえる環境というのを、今後、もっと町としても、小林議員がおっしゃいましたように、朝ですね、産業も活性化させることも大事ですけども、子供ですね、少しでもふやしていただく、こういう環境をつくっていただくようお願いしたいんですけども、その点のところをいかがお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 子供がほしくてもできない人もあるし、作りたくない人もありますし、いろい

ろな考え方がございますので、そうした中で、できるだけこの町で生み育てていただけるような方策というものは、いろんな形での支援を町でも、今までもさせていただいておりますし、今後についても、そうした考え方は持った中で、町のできる範囲で支援がしていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 子供ができなくて治療を受けている方、こういう方のことについて述べさせていただいているわけでございます。

本当に悩んでいる方が当町でも今、お聞きしましたけれども、平成23年度では17人ですか、おられるということですね、この少子化の時代で、子供は将来の宝というか、そういうことで、大事なこういう政策の課題であるというふうに思っておりますので、ぜひ、前向きに考えていただきたいというふうに思います。

そして、この問題については、ぜひとも取り上げていただきたいと、こういう、町もいろいろと考えていただきたいということで声をお聞きしましたので、この点についてはお聞きをいたしました。ぜひともよろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（赤松孝一） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

お諮りします。この辺で休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、13時30まで休憩といたします。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村議員。

1 番（野村生八） 通告に基づきまして、介護保険について町長に質問をいたします。

この介護保険については、一般質問、あるいは質疑などで何度も取り上げてきました。必要なサービスを提供すれば保険料がふえて、もはや国民年金では払えない、そして、サービスの料金も年々ふえ、高くして利用できない、結局、保険があつて介護なしと言われる状況にある。こういうことを指摘もしまして、町長も答弁で介護保険の抜本的な改正を国に求めていると言われていたと思っております。

改めて、現状と今後の見通しについてお聞きをいたします。そのためには、国が進めてきた税と社会保障の一体改革がどうなったかということが重要だというふうに思っております。当初、民主党が、ことしの2月に閣議決定し国会に上程した案では、財源確保のために消費税を2014年4月から8%に、2015年10月から10%に増税し、その増税分は社会保障に全て使う、そういうことが書かれてありました。

消費税の増税は、そもそも公約違反ですが、この不況のときに13.7兆円もの新たな負担をかぶせ、消費を冷え込ませれば、日本の経済そのものの底が割れる事態になります。そもそも社会保障は、お金持ちから税を徴収し、弱者の暮らしを支えるものですが、その財源を弱者に負担が一番かかる消費税で積もりする、こういうこと自身がおかしなことで、社会保障の財源として

は、本来成り立たないというふうに思います。

このそもそもおかしな税と社会保障の一体改革法案だというふうに思うわけですが、これが民主党、自民党、公明党の3党合意によって、さらにひどいことになってしまいました。当初の民主党案には、大金持ちへの減税をやめる、このことが条文として明記がされていました。

ところが、これが3党合意で出された修正案では、この部分を削除するという法案の中に文言がつけ加えております。結局、大企業や大金持ち、お金がたくさんあるところには減税をして、そして暮らしが大変な庶民には増税をする。しかも所得が低い人に一番負担割合が多くかかる、こういう消費税で増税をする。全く、こういう状況では、さらに一層経済が疲弊していくことはもう明らかだというふうに思っています。

もう一つの問題は、増税分の使い道です。ことし2月の閣議決定された時点では、この先ほど言いましたように、消費税は社会保障に使うということになっていましたが、修正案では我が国経済の成長などに向けた施策を検討するという、この文言が法案の中につけ加えられました。これによって、今、選挙が戦われています。その中でも何度も言われていますが、この10年間で自民党は200兆円、公明党は100兆円の大型公共事業を言い始めました。結局、消費税の増税分で、またぞろ大型公共事業を進めていく、こういうことになったということです。

国の公共事業費が年5兆円、そして自民党が10年で200兆円、つまり年20兆円、そういうことになれば消費税で、負担を庶民からふやした分、全てが公共事業費に回ってしまって、当初言われていた社会保障のためと、こういうことにならない。そもそも最初に消費税が導入されたときも、そして3%から5%に上がったときも、時の政権が国民に向けて語っていたのは、福祉のために増税をする。福祉のために使う、こういうことを言いながら国民の反対を押し切って導入や増税を強行した。こういう経過があります。

そして、その後には、どの政権も平気な顔で年金や医療を改悪し、社会保障を後退をさせてきました。この怒りが自民党型政治への、自公政権への怒りとなって、政権を変えたということだというふうに思っています。

ところが、今回の税と社会保障の一体改革というのは、消費税の実際上げられるのは、来年、2014年4月からです。再来年からです。ところが、実際に上げる前から、もう既に先ほど言いましたようなことで、増税分は全て大型公共事業に回って、社会保障には回らないと、こういう内容になっていることが明らかです。結局、民主、自民、公明の3党が談合で税と社会保障の一体改革とは、消費税の増税と社会保障の切り捨てであることが明らかになりました。

つまり、介護保険に対する国費の投入は期待できない。それどころか、経済が冷え込んで税収が落ちれば、一層厳しい社会保障の切り捨てが始まる。現状でも介護保険の保険料は2025年には倍の、月に8,200円に、そしてサービスは、特養の多床室の室料徴収や生活介助・援助のヘルパー派遣をもうやめてしまうと、こういうことが社会保障審議会の中でどんどんと提案されて検討をされています。これは大変な事態になっていく。もはや介護保険は維持できないのではないかと、こういう不安を持っています。こういう国の政治のもとで住民の福祉の向上を責務とする地方自治体の負担と苦勞はふえるばかりだというふうに思っています。

そういう町政を預かっている町長に対して、こういうもとで以下の点について今回は質問をさせていただきます。

一つ目には、介護保険料を払っているのに、サービス料が高くて使えないと、こういう人が大勢いると言われています。当町では、こういう問題についての実態はどうなっているのか、お聞きをいたします。

二つ目には、ことしの4月からの生活介護の時間短縮でサービスを減らし、サービス内容に不満が出ていると聞いています。当町ではどういう実態になっているのかお聞きをいたします。

3番目に、新しい施設ができ、サービスの提供が充実をされる、やすらの里など、そういう状況が当町では進んでいます。しかし、職員の確保が引き続き厳しい状況になるというふうに言われています。現在の状況と、その状況の中で町としての対応、取り組みがありましたらお聞きをしておきたいと思います。

四つ目に、国の税と社会保障の一体改革で、与謝野町の介護保険が維持できるのかと、こういう見通しについて、町長の見解をお聞きをいたします。

5番目に、中小企業振興基本条例ができ、福祉産業も地域経済の振興に期待をされています。福祉の職場への、この条例の理念を普及する取り組みというのは、どのように進められているのか、お聞きをいたしまして、1回目の質問といたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員ご質問の介護保険についての1点目、介護保険料を払っているのに、サービス料が高くて使えない人が大勢いると言われている、当町の実態はどうかについてお答えいたします。

当町の高齢者の年金受給状況は、国民年金が非常に多く、年金額は満額受給の方でも年間78万6,500円となっております。その中で、介護サービス利用料を支払うということは、確かに厳しい状況であると認識しており、町内の介護保険事務所に確認をさせましたところ、多くはありませんが、サービス利用回数を減らすなどの利用制限をしている方がいるというふう聞いております。しかし、介護保険料を納めるだけでサービスを利用していない人は高齢者全体の約8割となっており、利用されている方がサービス費用の1割を支払っていただくことについては、やむを得ないのではないかと考えます。また、低所得者の利用者の方は、高額介護サービス費や負担限度額等の減額制度が適用されますので、さらに個人負担額は軽減されます。

次に、2点目の、ことし4月からの生活介護の時間短縮でサービスを減らし、サービス内容に不満が出ていると聞く。当町の実態はどうかについてお答えいたします。

訪問介護事業所に問い合わせてみますと、45分で生活援助が済む利用者にとっては、料金も安くなり、よくなったと言われています。一方、それ以上に介助が長く必要な方については、回数をふやされる方もあると聞いております。しかし、制度的なこともあり、担当ケアマネジャーから丁寧な説明がされていますので、現在、町に対しての苦情はございません。

次に、3点目の新しい施設ができ、サービスの提供が充実するが、職員の確保が厳しいと言われている現在の状況と町の取り組みについてお答えいたします。

特別養護老人ホーム「やすら苑」は、与謝郡福祉会において、既に約20名の職員を採用し、現在3施設に分散して研修や介護をされています。また、ショートステイにつきましては、丹後福祉応援団で募集がかけられていますが、現在、充足している状態ではないというふうについて

います。どちらの法人も、泊まりが可能なフルタイムで働ける方の応募がない状況で、有資格者の確保も難しく、法人内の職員を、ある程度送り込んで事業開始につなげていくとのこと。町といたしましては、町社協が開催される2級ヘルパー養成講座への助成と、京都府が行っている就職フェア及びジョブカフェ等の開催について、住民広報等で支援を行っております。

次に、4点目の国の税と社会保障の一体改革で、与謝野町の介護保険は持続できるのかについてお答えいたします。今年度、開設予定の「やすらの里」をはじめ、近隣にも福祉施設が充実してきている状況の中で、今後、介護給付費は、ますます伸び続け、3年後の第6期事業計画期間においては、大幅に介護保険料が上がるものと予測されます。先ほども申し上げましたように、国民年金受給者が多い当町の高齢者にとりましては、その負担が生活を脅かすものとなってきますので、今回の国の一体改革により、個人負担割合を削減し、国等の公費負担割合をふやすなどの改正が行われるよう、町村会等を通じ国に働きかけていきたいと思っています。

5点目の、福祉職場への中小企業振興基本条例の理念の普及についてお答えいたします。家城議員、小林議員への答弁でも申し上げておりましたが、7月に条例制定の意義や基本理念を知っていただく機会として、シンポジウムを開催させていただき、福祉関係者にも多数ご来場いただきました。その中で、福祉が農業や商工業などと多面的に結びつき、連携することの大切さを改めて、きょうのシンポジウムで学んだとの感想もいただいております。社会福祉法人や医療法人、NPO法人は、条例第2条の定義において、経済団体等と位置づけており、第7条において、中小企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業振興策に協力するよう努めるものとする、その役割を明らかにしております。

現在、具体的な取り組みは検討できておりませんが、町内には、福祉分野の法人や事業者、さらには、そこで働く方々が多数おられますので、福祉職場への条例の啓発は、中小企業振興や地域経済の活性化につながるものというふうに思っております。

今後、条例の推進に取り組む上での、貴重なご意見として参考とさせていただきます。

以上で、野村議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、ありがとうございました。

それでは、再度質問をいたします。1点目のサービス料が高くて利用がですね、全て使い切れないと、そういう問題についてお聞きをいたします。これについてはですね、帯広市のアンケートでもですね、非常に利用料が高いという意見については、30%ぐらい回答がある。あるいはほかのアンケートでですね、一番アンケートの要望が多いのが介護保険料の軽減、これが45.4%あって、そして、介護保険施設の新設や増設、これが2番目で35.6%、それに続いて3番目にですね、利用料の軽減という要望が31.7%に上ってるわけですね。また、国の社会保障審議会の中に出されている資料でもですね、これは要望ではなくて、実際にサービスを利用していない人の理由の中に1割近くが、利用料が高いという回答があるわけですね。実際、私がいろんな方と話をしても、そういう利用料が非常に高くてサービスを受けられない、先ほど答弁であったように払える利用料のランクにしてもらったり、そういう内容の計画にしてもらったりという声はお聞きをしております。

所得の低い人については、減額制度であったり、上限が決められてて一定低く抑えられている

という答弁がありました。そういう現状の中で、こういう利用料の負担が高くて利用できないという声、利用料が安くしてほしいという、そういう声というのは、これだけやっぱり多いわけですね。そういう意味では現状の低所得者層が安心して使える介護保険ということにはなっていないのではないかと、一層、その辺の工夫がいるのではないかなというふうには私は思っています。ほかの町では、当町では事業所を通じた軽減の取り組みとかに町も予算を出して応援しているという取り組みがあります。他町では、一般会計から繰り入れて、制度として利用料の低所得者の分野への軽減ということを取り組まれているという、こういう実態を反映して、そういう自治体も結構あるわけですね。

今までから、保険料の、先ほどもありましたが、保険料自身も高くて本当に払にくい、それを一生懸命払っておられるわけですが、とりわけ低所得者層の保険料というのはランクをずっと見ても、まだまだ高いということで、その部分の軽減制度が必要だということは何度も求めてきましたが、当町の場合は低所得者層が多くて、なかなか難しいという回答があります。この利用料も、やはりそういう意味では同じような問題が、やっぱりあるということで、この問題について町長の見解を再度伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今現在の制度の中で、町としても、できる限り、そうした対応をしていくような形での取り組みといたしますか、工夫はしているつもりでございますけれども、非常に低所得者の多い、この町においては、なかなか皆さん方の思うサービスが受けられないという現実も、私自身は、直接はお聞きしておりませんが、そういうことがあるのかなというふうには思っております。

しかし、先ほども申し上げましたように、高齢者の方の1割の方が、それを利用しておられて、2割、あとは保険料を払うだけで、まだ利用しておられない方もございますし、そうした中で介護保険料を、これ以上、上げるということについても非常に問題があるかと思っておりますし、その利用について、いろんな工夫が必要だというご指摘だろうというふうには思っておりますけれども、なかなか一般会計も、午前中にも、ご議論がありましたように、大変厳しい状況の中で、この一定の応分の負担をしながら、お互いに助け合っていくという、そうした、こういう制度の中では、一般会計から繰り入れてということについては、もう非常に厳しいというふうには判断をしております。

ですから、今の状況の中では、こういった、当面こうした形で進めていくということになるのかと思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 前回でしたかね、新しくできる特養について、いわゆる個室との対応ということが引き続き大事ではないかという質問をしたら、町長は答弁で、個室ももちろんそうですけれども、大部屋も必要だということであれば、個室でなければいけないということではなくて、やっぱり幅広く対応をしなければならないというふうなことを答弁いただいたと思います。そのときは、なるほどなと思ったわけですが、しかし、よくよく考えればですね、例えば独居で暮らしておられるよりも、共同で暮らす、そういう場所がいいということで、高齢者が共同で暮らす、そういう施設も結構ふえています。しかし、そういう施設であってもですね、寝るところは個室なわけ

ですよね。だから、本来、高齢者が特養だろうと、どこで生活しようと、やはり住居というのは人権として、自分の住居を持つということは、人権として確保するというのが当たり前だというふうに思います。

しかし、ニーズとして大部屋があるというのは、つまり利用料が個室だと高い、大部屋だと安い、そういうことで大部屋へのニーズがあるんだというふうに思うんですね。そういうことを配慮しなければならないということ自身が、非常に悲しい実態にあるというふうに思うんですね。やはりどんな人であろうと、そういう安心して介護が受けられるという、そういうためには、そういう実態自身が、やっぱりあるということをしっかり認識して、取り組むということは必要だと思うんですね。

先ほど、答弁では財政事情が、やっぱり厳しいのでということがありました。2割の方が負担されてという話がありましたが、いわゆる介護保険料のサービス料の負担を、言われた2割の方という話の中では、いわゆるサービス料を、軽減制度というのは、その方の負担をふやすという意味ではないんでね。保険料の場合は、その軽減した分が、ほかの所得の多い方に回るから、当町は軽減する所得の低い人が多いから、高い人の回る分の、非常に高くなって難しいですという答弁だったと思うんですね。

利用料の軽減について一般的にやられておる一般会計からの繰り入れというのは、それをしたからといって使っていない方の分にかかってくるのか、それから、所得の多い人の利用料がふえるとかいうことにはならないわけで、財政の問題は確かに言われるように厳しいのでありますが、その辺は十分、ほかの町でやっておられることを検討してね、当町の実態にとって必要、何が必要かということについては十分検討して住民の声を聞いていただくということが必要だろう思っていますが、再度、お聞きをしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確におっしゃるように、利用者がたった、その中の2割ということの中で、それが、利用料が直接介護保険料にはね返るものではないわけですが、その財源として、じゃあどこに求めるかということになりますと、一般会計からということになると、これはまた、それなりに問題が出てくるというふうに思っております。水道の料金のとときもそうでしたし、やはり、みんなでその分を補っていくという形になりますので、一般会計からということになりますと、やはりそれらも慎重に考える必要があるのではないかなというふうに思います。

今この時点で、こうだということにはなりませんけれども、一つのご意見としてお聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） この介護の実態において、利用料が払えずに、必要な利用ができない。そういう国の制度の欠陥で実態がある場合に、それを一般会計、つまり町の行政で支援して、それを解消するということは、これは町の本来の仕事である福祉の向上、そういう意味においては本来の仕事だと思うんですね。

町だろうと国だろうと、税を徴収して、そして誰もが同じように、あるいは弱者であろうと人間らしい暮らしを支えていく、そのことを取り組むのが町の本来の仕事なわけで、そういうことに使われるということは、本来の使われ方だろうというふうに私は思っています。引き続き、そ

の点については要望をしておきたいというふうに思います。

次に、生活介護援助の時間短縮でサービスが減らされたということでの問題ですが、例えば、全国に1万人の会員がいる、認知症の方の家族の会というところがアンケートを行われました。こういう中でも、一つは認知症の課題について取り組みを始めるというふうに言われていたのが、全くないという問題についての不満が多く出されている、批判が出されているということもありましたが、この訪問介護については、サービス提供時間が短縮されて細分化されたことによって、利用者が、これまでどおりサービスを受けるのが難しくなったという、こういう声が結構あるというふうに言われています。

特に、前回、和田議員も指摘されましたが、夜間だとか、定期巡回だとか、そういう新しい制度を導入するとかいう目玉商品的な取り組みがありました。実際には、それはもう使えないというふうな実態にあるというふうなことも言われています。

こういう中でですね、今、指摘したような、時間が短縮されて、実際のサービスが生活介助、援助そのものの本来の仕事が保証できないような、そういう内容になっているというふうな声なんです。こういう声について、あまりそう聞かれてないということなんです。もうちょっと幅広く調査をしていただく必要があるのではないかとこのように思っているんですが、ことしの4月から始まったことなんで、実際、どれだけの人が当町で、どういう問題意識を持っておられるかは、私も別に調べているわけではないですけども、全国的に、そういう声がやっぱり広がっているということなんで、この点については、しっかりと調査をしていただく必要があるのではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 具体的な取り組み方については、福祉課長のほうから答弁させていただきます。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 町長のほうからご指名がございましたので、私のほうから説明をさせていただきますというふうに思います。

今、ご質問いただいておりますのは、簡単に申し上げますと、例えば、身体介護の場合については、今まで1時間当たりの単位でございました。それが単位としては4,020円の単価が、今回の改正によりまして20分から30分に短縮されて単価が2,540円ということで、時間が短くなったかわりに単価も安くなっております。しかし、ご指摘をされておりますのは、同じように1時間のサービスを受けたら、今まで4,020円、すなわち402円で受けれたところが2,540円の倍です。約5,000円の1割、500円に上がるということで、400円の負担が500円に上がると、単純計算ではそういったこととなります。

そういったことで、そのように1時間利用された方については、そのような負担がふえたということもございますけれども、体をふいて30分以内に世話ができるような方については、逆にお安くなっているというふうなことになります。

そういったことで、今、議員がおっしゃっていただきましたように、こういった制度改正については、本当に町内のケアマネさんが親切に丁寧に利用者の方に説明をされていますので、町長が説明しましたように、特に町に対する不平とか不満等々はお聞きしておりませんが、言っていたいただきましたように、制度が4月に始まりましたので、このあたりについて、また再度、

私の、福祉課のほうとしましても、いろんな事業所にお聞きをして、さらに内容を精査していきたいというように思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、答弁いただいた、町長の答弁にもあったわけですが、時間が短くなったということで、実際に体を洗うなら洗う、ほかの部分を削る。例えば介護というのは、単に身体介護であろうと、生活援助であろうと、具体的な仕事をするだけではなくて、その相手の方との会話を通じて相手の状況を確認しながら相手に合わせたサービスを提供していく、継続的に、そういう仕事をヘルパーさんはやっておられるわけですね。そういう時間が削られると、どうしても相手と話す時間が、もうない。そういうことになっていって、話す時間を削れば確かに時間内に終わると、そういう実態も一方にあるということが指摘されているわけですね。

また、一方で、そういうふうにすれば終わるけども、そうはなかなかできないという、ヘルパーさんにとっては、残業をしているヘルパーさんが生まれている。そういう残業をするということになると、いわゆる事業所も経営がしんどくなるということで、賃下げが生まれている。そういうふうな事態も全国的には報告されているわけですね。そういう意味では、単に、その費用の問題等々だけじゃなくて、そういう介護の中身、介護の中身等々を含めて、本当に今の減らされた中で、安心して介護が受けられている状況なのかどうか、そういう点も含めてしっかりと今回、確認していただく必要があるのではないかとこのように思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 議員さんおっしゃられましたように、確かにそういった部分、何らかを削っていったら、スピーディーにやって、機械的になってしまう部分があるかというように思います。そういったことも含めて、先ほど事業所のほうにと申し上げましたけれども、利用者にも、そういったことをお聞きして、内容をはっきりと確認しておきたいというように思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） こういう形でサービスがどんどん切り下げられていく、そして心配しているのは、その先にあるのがですね、この時間短縮というのは生活援助そのものを全てなくすというのが社会保障審議会の議論の中で進められているという、そういう方向に向かって時間が短くなっているというね、こういうことが非常に心配をされるわけですね。そういう点では、こういう生活援助というのは、高齢者が本当にそういう話をしたりすることを含めて、やっぱりバランスのいい食事がとれたり、いろんな形で生活を支えている部分なんですけど、それが無駄だという形で、その中では議論がされています。

結局、社会保障の費用をどんどん切り下げていかなければやっていけないようなやり方をしているもとでは、そういう方向しか残ってこないということで、ここの抜本的な改革がなければ、こういうサービスの内容が一層切り捨てられていくというふうに危惧を持っていますので、その点も含めてですね、ぜひ把握していただいて、国に意見を上げていただきたいと思っています。

次に、三つ目に職員の確保ですが、例えば、この点についてはですね、今期の改正の中で介護報酬の中に、それまで処遇改善ということで、職員の賃金をかさ上げする部分が介護報酬の中じゃなくて、別の税で確保されていました。それが介護報酬の中に繰り入れられたという経過があります。その分、保険料が上がっているわけですね。そういう中で、今、国が考えているのが、

このかさ上げする部分をなくすということが議論されています。その準備でしょうかね、今回、介護報酬の中に繰り入れられたにもかかわらず、介護報酬本体と別に、引き続き、この処遇改善の費用というのを計算するような仕組みが残っていますよね。介護保険の中ではないですかね。自立支援の場合は、そうなっているわけですが、そういう意味では、こういう形で職員の賃金をしっかりと確保するというのがなければ、今でも厳しい職員の確保というのは、一層困難になって、以前に戻って、以前、そういうことで賃金が安いためにヘルパー集まらずに、そういう事業所がどんどん減らされていったという中で、このかさ上げがされるようになったわけですが、それがまた元に戻ってしまうというふうな事態も想定がされています。こういう点についてもですね、実際、現実には、この町での職員の確保に、町としても取り組んでいただく、事業所だけでなく、町というのは、いろんなところにネットワークがあるわけですから、それを生かして独自に紹介も、事業所にさせていただくとか、あらゆる手だてを尽くして職員の確保と、もう一つは処遇改善、待遇の改善には、なかなか町だけではできない面もありますが、国に対しても、しっかりと、そういうことにならないような、さらにふやしていただけるような取り組みをする必要があるというふうに思っていますが、この点についてはいかがでしょうか。

特に、今度、石川診療所での理学療法士さんも、なかなか厳しいという話も聞いています。よその問題だけではなくて、当町自身の問題でもあるのかなというふうに思っていますが、再度、お聞きをしておきます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども述べましたように、これだけ多くのいろんな福祉施設等々が開設されてまいりますと、本当に、その方たちを支える職員さんの確保というのは大変厳しくなってきたというのは、よく承知をしております。その中で、いろんな制度の改革によって、今後、また非常に、そうした処遇が悪くなっていくということにつきましては、できるだけこれは町、一町でも対応できませんし、やはりそうしたことについては町村会等を通じて、やはり国にそうしたことの改善といいますか、修正といいますか、きちっとやはり正しく評価をして、それに見合う、そうしたものがお支払いできるような、そういう制度にさせていただくような形を、ぜひ求めていきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 5番目の中小企業条例と福祉産業についてですが、税の一体改革、税と社会保障の一体改革の中でも、この医療や福祉の産業で700万人の雇用を生んでいると、だから、この分野にしっかりと潜在需要があるわけだから、ここに仕事を生み出せたらですね、民間の企業も含めて、公の機関も民間企業も含めて、経済成長の好循環が作り出せるんだということを明記しているわけですね。しかし、実際にやっていることはですね、ここに税を投入するのではなくて、大型公共事業に投入するということに、また戻ってしまっていると、民自公の3党合意で戻ってしまったと、こういうことでは実際に国の施策として、この町で、こういう分野の産業をさらにふやすということが、非常に期待が難しいと。結局、この町で取り組めば取り組むほど、保険料にはね返って矛盾が広がるという、そういうジレンマの中で、最初言いましたように、町というのは非常に苦勞されているということは理解をしています。

しかし、国が言うとおりで、この与謝野町においても新たな雇用を生む場所として、この福祉

の産業というのは非常に住民にとっても大事ですし、そして町にとっても雇用を生み出すところとして、非常に産業の活性化にとっても大事という両面、やっぱりありますのでね、その辺は、先ほど医療の分野で和田議員の質問で、医療の問題でもありましたけど、医療でも福祉でも、町として産業を育てるということで、少しでも病院もふえるような取り組みを、町として力を尽くす、福祉の産業もふえるように、町として取り組む、今まで取り組んで、大きな成果を上げて来られました。ここからさらに新しく前に進めていただくということが、こういう雇用の面でも経済の面でも大事だというふうに思っています。

再度、お聞きをしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 地域で経済が回っていく、そうしたシステムを構築する上では、非常に大事な産業だというふうに思っております。

そのほかにも、第1次、第2次、それぞれ産業あります。そうしたこと、午前中の続きになりますけれども、やはりこの町が活性化していくための大事な人を育てたり、あるいは、その仕事、雇用がふえたりするようなことについては、全体的なバランスの中で考えていきたいというふうに思っております。

答弁になったかどうかわかりませんが、一つの選択肢という中で、やはりこの町で経済が回っていく、そうしたシステムを構築することが大事で、そのためには何が必要かということら辺をもう少し具体的に突っ込んで検討がしてまいりたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） この福祉による産業の創造ということも、もちろんありますけども、地域の経済、あるいは日本の経済をどう発展させるのかと、振興させるのかという点については非常に今、選挙の中でも一番期待される、関心のある項目ということで報道がされています。

今までのような庶民へ税をかけて、そして大金持ちには減税をする。また、そのために、その使い道がですね、庶民への増税分が、福祉に回すと言いながら福祉に回さずに、そうでないところで使われてしまって、福祉のほうは保険料、いろんな形で医療費が上がり、そして、年金も年0.9%、毎年給付は下げていく、年金の掛金は上げて給付は下げていくと、こういう形で、どんどん消費ができない社会にしてきた、そのツケが今、回っているわけで、これをやっぱり反対にしないと景気は回復しない。そういう点では、消費税の増税はもちろんやめなければ経済の底が割れるし、そのためには大企業や、そういうところへの増税をしながら、社会保障は所得ですね、きっちりとした法人税、もちろんですが、所得の高い人から取れるような、所得税で社会保障を支えていくと、こういう形にすることによって、しっかりと社会保障の財源がつけれるというのが、日本共産党の提案していることですし、とりわけ大企業が持つてる260兆円の、この内部留保をしっかりと正規雇用に変えていくとかいう形で、働くものの消費をふやしていく、あるいは今の話で、最低賃金などもしっかりと支えながら、消費力をふやすということなしには難しいのではないかなというふうに思っています。

現在の、この町の、そういう問題だけではなくて、もう少し幅広い意味で、この地域経済や、あるいは全体的に町長がお考えになっておられる、この経済に対する今の取り組みの、国や各地域での取り組みについて、お考えがあったら、お聞きをしておきたいと思います。

議長 長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） いろいろと、この町を預かっている私としましては、いろんな矛盾を感じたり、そうしたものを思っており、矛盾を感じたり、あるいは問題があるのではないかというふうに思っておりますが、今、置かれている状況の中で、どれだけの工夫をすれば、やはりそうしたことが解決できるのかというのが、今、私に与えられている責務だというふうに思います。

それぞれの皆さん方、当然、議員の皆さん方も、いろいろなお考えがあるでしょうし、そうした中で、私は、この場で、こうということは差し控えさせていただきますけれども、やはりそのことが、やはりこの与謝野町の町民の皆さんにとって、やはりいい方向へ向かうような、そうしたことが、どこの政党がどうされましようとも、それは訴え続けていきたいというふうに考えております。

1 番（野村生八） 終わります。

議長 長（赤松孝一） 野村議員の質問を終わります。

皆さんにお願いしますが、選挙期間中でもございますので、殊さら特定政党の主義主張を故意に強くしないようお願いをいたします。

ここで30分まで休憩します。

（休憩 午後 2時18分）

（再開 午後 2時30分）

議長 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、子ども・子育て関連3法について、町長にお伺いいたします。

社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとして、さきの通常国会で、子ども・子育て関連3法が成立しました。その趣旨は、将来を含む安定財源の確保や幼時期の学校教育・保育・地域の子ども子育て支援を総合的に推進することです。その主なポイントは、認定子ども園制度の拡充や認定子ども園・幼稚園・保育所を通じた共通給付及び小規模保育等地域型保育給付の創設、そして、地域の子ども子育て支援の充実の三つです。この新制度が、本格的に動き出すのは、早ければ平成27年度ですが、与謝野町としまして、国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑かつ速やかに制度を導入できるよう、万全の準備をしていくべきであると考えます。

そこで、次の点について伺います。1点目は、地方版子ども子育て会議の設置についてであります。国においては、平成25年4月に子ども子育て会議が設置されます。会議の構成メンバーとしては、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、それから子育て支援当事者等が想定され、子育て支援の政策決定過程から、子育て過程のニーズがしっかりと反映できるような、仕組みとなっております。

子ども子育て支援法第77条において、市区町村においては、地方版子ども子育て会議を設置することを努力義務としておりますが、子育て家庭のニーズを把握して、施策を行う仕組みは、国のみならず地方においても極めて重要です。当町においても、子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者らを含む、合議制機関を新たに設置することが必要と

考えますが、ご所見を伺います。

2点目は、事業計画の策定についてであります。今回の子ども・子育て支援法の制定により、全ての自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっています。事業計画の期間は5年です。この事業計画策定に当たっては、国の基本指針に基づき、子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握することが求められています。平成27年度からの本格施行に向け、事業計画を平成26年度半ばまでに策定するためには、平成25年度予算において事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上することが必要だと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目は、新制度移行への実施体制についてであります。新制度への移行に当たり事業計画や条例の策定など、関係する各課の連携のもとで、かなり膨大な準備が必要です。新たな制度への円滑な移行を目指し、当町においても速やかに準備組織なるものを立ち上げ、対応すべきだと考えますが、ご所見を伺います。

4点目の利用者支援については、新たな制度への移行に向け、利用者に対して制度についての情報を丁寧に提供するとともに、地域子育て支援拠点など、身近な場所で利用者の気軽な相談に応じられる体制を整えることが必要だと思っています。

例えば、横浜市では保育コンシェルジュを全ての区、一人から二人を配置し、利用者である保護者の方々のニーズや状況を伺い、それに合った保育サービスにかかわる情報提供を行っています。また、千葉県松戸市では地域子育て支援拠点に、子育てコーディネーターを配置し、利用者に対し地域の子育て支援サービスの情報提供を行ったり、利用者からの相談を受け付けています。こうした取り組みを当町においても来年度から実施すべきではないかと考えますが、ご所見を伺います。以上4点、子ども・子育て関連3法について伺います。

次に、コンビニ交付と納税の導入について、町長に伺います。

現在、一部自治体で実施されているコンビニ交付サービスは、交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗のマルチコピー機から住民票の写しや各種税証明書などを入手することができます。このサービスに2013年春から、業界2位のローソンと同4位のサークルKサンクスも参入することになりました。コンビニ交付は、2010年2月から東京都渋谷区、三鷹市及び千葉縣市川市で試験的に始まりましたが、総務省の調べでは本年5月7日時点で、公務業務をセブンイレブンに委託している自治体は46市区町村で、本年度中の新規委託も福岡市など11市町にとどまっています。普及が進まない要因の一つに、利用できるコンビニがセブンイレブンに限られることなどが上げられています。全国的に見ると、セブンイレブンの店舗がない地域があります。本州では青森県と鳥取県の両県及び四国4県、沖縄県と計7県にはセブンイレブンの店舗がありません。しかし、来年の春から大手2社が参入し、三者が交付サービスを取り扱うことになると、利用可能店舗が全都道府県に広がり、参加自治体数も大幅に増加することが見込まれ、今後の展開が期待されるようです。

コンビニ交付サービスは、自治体の窓口が開いていない日でも、証明書を取得することができ、住民が必要なときに都合のいい場所でサービスを受けられ、自治体にとっては住民サービスの向上をさせるほか、窓口業務負担の軽減など、コスト削減の効果もつながる施策です。また、あわ

せてコンビニ納税についても、利便性が向上し納税しやすくなると思います。コンビニ交付と納税の導入について伺います。

最後に、リース方式によるLED照明の導入について、町長に伺います。

東京電力、福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策の大きな転換が課題となり、それはまた、電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとなっています。電力多消費の我が国においては、逼迫する電力事情を背景に省エネ対策として公共施設へのLED照明の導入は、積極的に検討すべき課題といえます。また、LED照明の導入は電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながります。しかし、LED照明への切りかえとなると、照明器具が高価なため、予算確保に時間がかかることが予想されます。また、導入できても初期費用は思い負担とならざるを得ません。逼迫する電力事情と省エネ対策を推進するために、こうした事態を打開したいところです。

その一つの手法として、民間資金を活用したリース方式によって公共施設へのLED照明導入を進める動きがあります。リース方式を活用することによって、新たな予算措置をすることなく、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能とするものです。

例えば大阪府では幹線道路の照明灯全てリース方式によるLED化が進められており、府と市が協調して取り組むこととなっています。大阪府以外にも東日本大震災をきっかけとした電力事情などから、多くの自治体が、昨年からことしにかけて実施を始めています。リース方式によれば、初期費用は抑制され、自治体の財政負担が軽減されます。さらに導入後の電力消費料も抑えられ、節電とコストダウンを同時に実現できることが期待できます。道路や公共施設のリース方式によるLED照明の導入について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 浪江議員ご質問の1番目、子ども・子育て関連3法に関する1点目、地方版子ども・子育て会議の設置についてお答えいたします。

地方版子ども・子育て会議は、平成25年度早々に設置したいというふうに考えております。委員数は、現在のところ10名程度とし、平成27年度からの事業実施に向けた計画策定のご協議や提案をいただきたいというふうに思っております。

次に、2点目の事業計画の策定についてお答えいたします。事業計画につきましては、平成27年4月からの新制度の本格実施に間に合うよう策定する予定でございます。今後の計画では、さきに述べましたように、平成25年度には、地方版子ども・子育て会議を立ち上げ、現在の子ども・子育て支援施策の把握・評価・区域設定などを行うとともに、子育てに関するニーズ調査を行い、計画策定に向けた検討を行うこととしております。平成26年度の前半では、平成25年度の意見等を参考に一定計画を取りまとめ、都道府県への協議を行います。その後、後期には京都府との協議を終え、平成27年度に向けた計画を完成するという、そういったスケジュールで策定をしたいというふうに思います。

次に、3点目の新制度移行への実施体制についてお答えいたします。

子ども・子育て3法については、サービスの内容が多くの課に関連する内容になっています。

保育所の運営や利用者負担、幼稚園の利用、妊婦健診など、福祉課、教育委員会、保健課等多くの課にまたがっておりますので、新制度への移行については各課間の連携を密にして対応していきたいというふうに考えております。

次に、4点目の利用者支援についてお答えいたします。

新しい制度での利用施設や事業については、まだまだ確定していないことがたくさんありますので、各事業等の内容が確定次第、町民の皆様に、その利用方法、利用料などを含め丁寧に説明したいというふうに考えております。そして、新たなサービスへの利用がスムーズに移行しますよう努めてまいります。

2番目のコンビニ交付と納税の導入についてお答えいたします。1点目のコンビニ交付について、まず、平成23年度の代表的な証明書の発行実績ですが、戸籍や住民票の謄抄本の発行件数が1万3,000件弱、印鑑証明書がおよそ9,000件で、合計で2万2,000件あります。町の総人口が2万4,000人ですから、毎年1人1回は何らかの証明書の交付を受けるために、役場の窓口にお見えになった計算になります。このうち時間外の交付状況は、毎週各庁舎交代で3日間、夜の7時までの夜間延長窓口を実施しておりますが、23年度実績で3庁舎合わせて406名の利用があり、601件の証明書を発行しております。

来年度は、議員ご指摘のとおり、従来からの実施中のセブンイレブンにローソンなどが加わり、コンビニ交付の最大メリットであります日曜や休日にかかわらず、早朝の午前6時半から深夜の午後11時まで利用できることから、利便性が飛躍的に高まる可能性があることは大きな魅力と言えます。一方、課題としては、導入コストが現在の試算で3,000万円から4,000万円かかり、このうち特別交付税で2分の1が交付されるにしても1,500万円から2,000万円程度の町の負担があることでございます。導入後の維持管理にも導入費用の1割以上の経費がかかることから、毎年少なくとも400万円から500万円程度の費用負担が必要ですので、住民サービスの向上にはつながりますが、費用対効果の面で、住民の皆様の納得が得られるかどうかというところが課題ではあります。

そして、全国1,800を超える自治体がある中で、コンビニ交付を導入している自治体が56団体と、全体の3%程度にとどまっている一番の理由として考えておりますのが、マイナンバー法案に基づくマイナンバーカードの導入であります。この法案は、議員もご存じのとおり、今回の衆議院の解散に伴って廃案となりましたが、来年の通常国会で改めて審議される予定と聞いており、成立した場合でも、当初の導入時期でありました平成27年1月よりも半年から1年、導入がおくれることとなります。このカードが導入されますと、現在、コンビニ交付で使用できます住基カードが一旦、廃止され、コンビニ交付機では使えなくなりますので、マイナンバーカードが使えるようにシステムなどを修正する必要があります。現在のところマイナンバーカードが、どのような仕様になるのかも定かではないために、両方のカードが使えるような仕組みになるのか、別の仕組みになるのかも含め不明という、そうした現状でございます。このように、コンビニ交付は、その導入に多額の費用をかけ、およそ3年後には新たな改修費用が見込まれ、現時点では、時期尚早と考えざるを得ないというふうに思っております。

次に、2点目のコンビニ納税については、ご指摘のとおり、現状では町の納付書でコンビニを利用して納税することはできません。これは本町のコンピュータシステムが未対応、また、収納

代行業者となる銀行や各コンビニとの連携、調整が必要なためでございます。

しかし、議員仰せのとおり、コンビニ納税が可能となりますと、住民の皆様の利便性が向上することは十分理解しておりますので、今後の行政改革の一環としても、実施したいというふうを考え、既に町税等及び公共料金等滞納整理特別対策本部専門部会に検討を指示いたしました。これまでの、会議で平成26年度を目標として、町税だけではなく公共料金等も含め実施する方向が出てきておりますので、もうしばらく時間を頂戴いたしたいというふうに思います。

3番目のリース方式によるLED照明の導入についてお答えいたします。今さら申し上げるまでもなく、LED照明につきましては、消費電力が従来のものに比べ半分で済み、器具の寿命も3倍以上になるなど、地球環境にも優しい今の時代に合った画期的なものであります。当町でも毎年度において、給食センターと加悦庁舎の一部で、試行的に導入を図っておりますが、今回の導入はリース契約ではなく、京都府の補助金を見込めることから、工事請負や備品購入の形での導入としております。

ご提案のリース契約による導入は、およそ半減することとなります電気料金の節減分で、10年程度のリース契約を結び、その後、数年間はリース料もなくなり、従来の半分の電気料で使用できることとなりますから、特に街路灯など、広範囲に及ぶ導入には適しているのではないかと考えております。

LED照明は、議員ご指摘のとおり、東日本大震災以降のエネルギー政策や省エネ、経費節減はもとより、地球温暖化防止などにも貢献することですので、今後とも検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上で、浪江議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めに地方版子ども・子育て会議ですけれども、来年度設置に向けて検討されているという答弁をいただきました。10名ほどのメンバーを予定されているようですけれども、このメンバー構成が非常に重要になってくるだろうというふうに思っております。例えば、先ほど1回目にも申しましたように、子育て、実際に子育てされている方を入れるでありますとか、こういったあたりですね、メンバー構成をどのように考えておられるのか、ありましたら答弁いただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） こうした子育て、あるいは子ども会議につきましては、町としても早くから立ち上げたいというふうな思いでございましたところに、たまたま、こうしたことが出てまいりましたので、町としましても、できるだけ平成25年度の初めに立ち上げていきたいというふうに思っております。

ただ、中身につきましては、まだ、全然、協議もしておりませんし、それぞれの範囲も大変広くなりますので、また、そのことにつきましては、一定の協議をした上で、皆さん方にお示しをさせていただきたいなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それから、実施計画についてですけれども、今、スケジュールのもとに、いろいろ

とご答弁をいただきまして、そのスケジュールに基づきますと、来年度には実施調査でありますとか、先ほど言われました子ども・子育て会議の設置等、予算が絡んでくると思うんですけども、このあたり当初予算ですね、来年の。こういった予算確保も一応、お願いをしておきたいというふうに思います。

このあたりについてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 原課から一応、要求は上げております。まだ、これから協議をして、どうするかという中身については精査をしていく必要があるかと思っておりますけれども、そうした対応で25年度をスタートさせたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それから、実施体制についてですけども、先ほど答弁では、非常に多くの課にまたがりまして、連携をとりながらやっていくという答弁がございました。

理想的にいいますと、希望的といえますか、やはり今、準備をする段階で一つのプロジェクトチームみたいなのを立ち上げて、それが、そのまま制度になっても、そこがずっと一元的に管理していくような、あくまでも理想なんですけども、こういった仕組みはどうかなというふうに思っておるわけです。このあたりはどうですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどもおっしゃいましたように、区といいましても、東京都の区あたりは、うちの町以上に大きい、そうした区ですし、政令都市、そうしたところは一定の、そうしたことができるかと思っておりますけれども、人数の少ない職員の中で、お互いに、どこか一つをまとめてということについては、なかなか難しいと思っておりますので、十分、そうした連携がとれるような形で、また、基本的なところにおいては、まちづくり本部会あたりできっちりと精査しながら、このことについては、進めていきたいなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それから、利用者支援についてですけども、先ほどの答弁でありましたように、まだ、なかなか制度の詳細が決まっておきませんので、今の段階で、私のところにも1名ですけども、ちょっとどうなんだという問い合わせがあったわけですけども、私もなかなかうまく答えられなかったわけですけども、こういった、非常に関心のある方は、不安を持っておられる方もありまして、それで、これ新制度が動き出しますと、こういった支援策に国と府が、それぞれ3分の1ずつ補助するというのが法定化されております。ただ、それまでは町の単費という形になるんですけども、先ほど言われましたように、随時相談に応じていくという形で、このあたりもしっかり対応していただきたいなというふうに、これはお願いをさせていただきます。

先ほど、野村議員のほうから、この消費税が、全て公共事業に使われるという話がありましたけども、こういった子ども・子育て支援にも1兆円、しっかり法定化されておきまして、使われるであろうと私は思っています。

それから、コンビニ交付についてでございますが、先ほどの、このマイナンバーが3年後にというのは、ちょっと私、認識不足でございまして、ちょっとびっくりしたんですけども、それで、ただ、経費のところですね、先ほど3,000万円から4,000万円という話がございまし

て、これが23年度に導入した24団体のシステム構築にかかわる事業費、これが一番高かったとこと、一番安かったとこと、また平均と、こういった資料があるわけですが、一番高いところで7,000万円ぐらい、また、安いところで900万円というふうになっておりまして、これも導入の仕方によって人口とか、いろいろ変わってくるのかなというふうに思っております。このあたりも一度研究していただきたいなというふうをお願いをしております。

それから、もう一つの、これも住基カードにかかわる利用促進の観点からちょっとお願いがしたかったわけですが、先ほどこのカードが使えなくなるという話も聞きましたので、なかなか強く言えないわけですが、23年度の決算で発行枚数が383枚、2%弱という形になっておりまして、運用費と年間400万円ほど、また、事あるごとにシステム改修費等、多額の費用が使っておりまして、この辺の利用も含めて今回は提案をさせていただきました。このあたりはマイナンバーの件がありますので、また、状況も見ながら検討していただきたいというふうに思います。

それから、LED照明の件ですが、この件に関しましては、この議場でも多くの議員が今まで質問をされておりまして、例えば、地球温暖化の観点からや、また省エネ、それから学校に取りつけて環境学習の面からとも、いろいろありました。また、ことしの3月の議会で、和田議員が街路灯、防犯灯のほうで建設課長といろいろと質疑をされておりまして。そこで、先ほども答弁がありましたように、街路灯などは効果があるのではないかという話がございます、9月の決算で見ますと4,143灯、それから電気代が1,150万円、修繕費250万円、新設635万円というふうにかかっておりまして、これに似たようなところをちょっといろいろ調べたんですけども、なかなかどんぴしゃりのところがなかったわけですが、これは茨城県取手市というところなんですけども、これが市内の9,700基、与謝野町の約倍ほどなんですけども、ここをかえられます。ここが今まで年間2,600万円の電気代、この辺は倍なんでちょうど一緒ぐらいかなというふうに思っております。

それから修理費が1,500万円かかっておったと、このあたりが、少しうちとは数字が違うんですけども、これが10年契約で2億500万円の初期費用、これをリースで借りまして、10年後には6,200万円の経費削減になると。それから、もう1個大きな点としまして、市民からの通報などで電気が切れるといふ、そういった市民、市職員の対応が、負担が減ったというふうに、これは新聞記事なんですけども、ございました。

それから、もう1点、庁舎内の蛍光灯の件なんですけども、今、これ与謝野町の蛍光灯がどれぐらい庁舎とか、そういった町の建物、公共施設が、どれぐらいの本数があるのか、把握されておりましたら、まず、数をお聞きしたいと思いますけども、わかりませんか。

それで、これも似たようなところをちょっといろいろ探したんですけども、神奈川県箱根町というところで、ここが人口1万3,000人で、役場と分庁舎、それから町立郷土資料館、これは蛍光灯1,700灯をLEDに変えまして、これ7年リースで、この費用が2,000万円はコストダウンと同額と。それから、年間62%の電力の削減とCO₂の削減が見込まれると、こういった、これも新聞記事ですけどもございます。

先ほど、1回目の答弁で最後ちょっと聞き取れなくて導入のほうで、どういう答弁があったのかわからないんですけども、そのほかに3月、先ほど言いました和田議員等の質疑の中で、建設

課長の答弁が、非常に興味深いんですけども、電気料金が10%上がれば、そのまま料金が上がると、節減するには太陽光を除くとLEDしか方法がないというような答弁もございました。また、つい最近では関電も値上げの申請等をしておりますし、このあたりも含めまして、ぜひとも導入に向けて考えていただきたいというふうに思います。この点について、もう一度答弁をお願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと多岐にわたりましたので、抜けるかもわかりませんが、子ども・子育て会議につきましては、できるだけ早く立ち上げ、それらの中身につきましても、できるだけオープンにして、皆さん方との論議を進めていきたいというふうに思っております。

それから、コンビニ交付と納税についてですけれども、特にコンビニ納税を実施したいというふうに思っております理由は、町税、国民健康保険税の税については、納期を過ぎたものは京都地方税機構が徴収を行っております。納期が過ぎますと、まず町が督促通知兼納付書の督促状を発送します。それでも納付されない場合は、京都地方税機構から催告書とともに改めて納付書が送付されることとなります。その京都地方税機構の納付については、コンビニ納税が可能となっております。

平成23年度の京都地方税機構における本町分のコンビニ収納の実績は3,688件、これは納付書の枚数でございまして、その金額は3,027万8,000円となっております、かなりの実績があります。そうした中で、平成26年度、先ほども言いましたけども、1月から住民基本台帳、税などの基幹業務のコンピュータシステムを更新する予定でありまして、これに合わせてコンビニ収納システムを導入予定としていきたいなというふうに考えているところでございます。こうしたことから、コンビニ収納については、実施に向けて検討を始めたものでございます。

それから、リース方式によるLED照明の導入につきましては、ちょっと今年度においても給食センターと加悦庁舎の一部を導入しました。ですから、加悦庁舎の分は、あら方わかるようでございますけれども、これは試行的に導入をしております。先ほども申し上げましたように、京都府の補助金をいただけるということから、こういう形で導入しております。

今後につきましては、特に街路灯のような広範囲に及ぶようなものについては、非常に導入に適しているのではないかなというふうに考えておりますけれども、まだまだ、ちょっと今後とも検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

建設課長のほうから、補足説明をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

今、平成24年度で灯具を交換する場につきましては、LEDにさせていただいております。これは、試行的というふうなことでございまして、例えば工事請負費だとか、それから灯具一式を交換するという場合に、そういった方式をとらせていただいております。

議員が、先ほどご提案がありました、いわゆるリース方式によるLED化というふうな話でございまして、この部分につきましても、今まで、私どもも、そういったことを考えておりませんでしたので、今後、一回、考えてみたいなというふうに思っています。

先ほど、ご紹介で茨城県の取手市の関係のご紹介がございましたけれども、私のほうも今、そ

この部分で初期費用がリースにしる、たくさんかかりますので、その辺のところも含めて、今後ちょっと、時間的にはいただかんなんというふうに思っておりますけれども、一回、研究をさせていただきたいというふうに思っています。確かに、電気代はお安くなるというふうに思っていますし、大体、同じ20ワットで計算をしますと、大体、年間で2,565円ぐらい安くなるのではないかなというふうに、これはいうたら、灯具の交換と、それから電気料金も含めてでございますけれども、そのぐらいほど安くなるのではないかなというふうに思っておりますので、ただ、初期費用をどうするかというふうなことが出てくるのかなというふうに思っておりますので、この点につきましては、今後、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 庁舎、給食センター、元気館でしたか、かえられた。加悦庁舎ですか。これはおひさまエコタウンの関係でしたか、昨年、これはソーラーライトか、これは、これことしの3月の議事録なんですけども、公共施設のLED工事費として総額467万3,000円、これは給食センター事務所と調理室の電灯、あと水銀灯をLEDにかえたというふうにございまして、あと大内峠一字観公園ですか、このあたりの街灯ですね。これ加悦庁舎のほうをかえられたということによろしいですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 住民環境課長のほうも、若干把握しておりますので、お答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 細部にわたっておりますので、私のほうからお答えを差し上げます。

加悦庁舎のほう、今年度、24年度で、たしか66本の蛍光灯を交換させていただきました。LEDの直管に交換というふうな形です。来年度の予算でも継続して整備をしていくつもりであります中で、調べましたところ同じ型の40ワットと思っておりますけれども、蛍光灯が残り270本あるようです。それは、今回、24年度で1階の半分ほどの部分を交換しましたので、残り2階、3階の部分の蛍光灯の本数です。それが270ですので、全体では340灯ほど、この庁舎であると思っておりますというふうな中で、かえさせていただいたということがございます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。それで、これ今、かえられたのは京都府のほうから補助があると、たしかおひさまエコタウン事業は昨年度で終わったというふうに認識しておるわけですが、それとは別であるということによろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） まだ、京都府の補助金、これから補助申請をさせていただくんですけども、まちづくり補助金ですかね、そちらのほうを活用できないかというふうなことで、あくまでも今の段階では、その予定でおりますということで、ご理解いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。補助金のほうが有利だと思いますので、その辺のほうも活用していただきたいと思います。

それから、コンビニ納税の件で、1点だけ最後に、いい機会なので聞かせていただきたいと思います。

います。

この件につきましては、僕も19年の議会で少しお願いしたところ、非常に手数料が高いという形で、当時の税務課長でありましたか、非常にそれが、手数料がかなり高いので導入は難しいという答弁をいただいております。その後、今、今回、導入に向けて動いておられるという形で、そのあたりがクリアされたのか、伺いたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに手数料は高いんですけども、ほかのいろいろな税、その他公共料金の徴収については、非常に有効な手段だと思いますし、住民の方たちにとっても利便性等々、大変有利なといいますか、サービスが受けやすい、こうした現在の状況の中では、なかなか昼間といいますのは、働きに出ていらっしゃる方たちは、なかなか納入ができないというようなこともございますので、そういうことを考えれば、費用対効果も合わせて考える必要があると思いますけれども、先ほど申しあげましたように、実績として3,000万円から滞納の部分についても入ってきているということについては、非常に実が上がってくるのではないかとこのように思いますので、そうしたところで導入に向けて、進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 以上で終わります。

議 長（赤松孝一） これで、浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

ここで30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時16分）

（再開 午後 3時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

本日、最後の登壇でございますが、6番、宮崎有平議員の一般質問を許します。

6番、宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

1点目の質問ですが、学校の統廃合について質問をいたします。与謝野町が合併しまして6年と10カ月が経過しようとしております。その間、議会においても多数の議員から学校の統廃合問題について質問され、議論が交わされてきたところであります。学校の統合問題は地域の皆さんにとって、自分の育った学校への思いがありますし、学校が地域コミュニティの役割を担っている部分も多くありますので、慎重な検討がなされているのではないかと思います。しかし、子供は町の宝であります。子供たちのために、学校はどうあるべきかを私たちは考えなければならぬと思います。子供たちの育ちを行政としても家庭や地域と連携しながら、しっかりと支え、見守っていかねばなりません。子供たちは日々成長を続けます。この成長の過程の中に保育所、幼稚園、小学校、中学校や高等学校などがあります。一人一人の子供が知性、特性、体力などを学校で育み、生きる力を身につけていくものであります。これらの子育て施設や教育機関を設置し、運営している行政の責任と役割には大きなものがあると思います。

与謝野町の諮問機関であります教育、保育環境のあり方に関する検討委員会から平成21年5月に提言書が提出されております。その提言書には、公立幼稚園についての基本的な考え方として、町内の2幼稚園については現状を基本とするとあります。また、小学校についての基本的

な考え方として、子供たちにとっての、よりよい教育環境を整えるためには学校、学級は適正規模を保持する必要があるとされていて、適正規模は一学級20人から30人とし、一学年2学級以上を基準とした学年編成が望ましいとされています。

そして、中学校についての基本的な考え方として、中学校についても学校規模が学習環境に与える影響が大きく、小学校と同様、適正規模を保持することが必要であるとして、適正規模は一学級30人から35人とし、一学年3学級以上を基準とした学年編成が望ましいとしています。この教育、保育環境のあり方に関する検討委員会の答申を受け、平成23年9月に教育委員会から学校等の適正規模、適正配置に関する基本方針が出されていたようですが、今まで公表されておりませんでした。この12月議会で初めて公表され、私たちも教育委員会の基本方針を知ることとなったところであります。

なぜ、1年3カ月も公表されなかったのか、大変疑問を持つところでありますが、その教育委員会の基本方針から、小学校の配置については特別支援学級を除いて、全校12学級程度、学年2学級程度、1学級25人から30人を適正規模とし、適正規模が実現し得るタイミングにおいて、岩滝地域、加悦地域、野田川地域の、それぞれに一つの小学校を配置することとし、既存校舎を活用して、岩滝地域は岩滝小学校、加悦地域は加悦小学校、野田川地域は市場小学校としますとあり、小学校の統合時期は平成34年度を目途としますとありますが、町長は、この教育委員会の基本方針を受け、どのような学校の再配置を考えておられるのか、また、少子化が進行する中で、生徒数が急速に減少しており、平成26年度には岩屋小学校は複式学級を導入しなければならない状況であるとなっておりますが、平成21年度に出された教育、保育、環境のあり方に関する検討委員会からの学校の統廃合についての提言書や、また、教育委員会からの学校等の適正規模、適正配置に関する基本方針が平成23年度に出されていたのに、町からの明確な指針が出てこないのはなぜでしょうか。

子供たちの教育環境を考えると、学校の統廃合は近い将来において避けられないことであると思いますし、子供たちの、よりよい教育環境をつくるために学校の適正規模、適正配置と統廃合の時期を町長は、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

2点目の小・中一貫教育について、お伺いいたします。少子化、情報化等による社会環境の急激な変化の中、教育をめぐっては学力や不登校、いじめなど、多くの課題が指摘されています。

子供たちの生活習慣や学習習慣の形成、思考力、表現力の育成など、子供たちの健やかな成長を図るためには、幼時期から小・中学校9年間を見通し、一貫した教育を推進するとともに、学校、家庭、地域が協働した地域ぐるみの教育を推進していくことが必要不可欠であると思います。社会の変化に伴い、体の早熟化、思春期の早期化が生じ、従来の発達段階に対応した6・3制の枠組みだけでは、今の子供たちの健やかな成長を支えられないという今日的課題が明らかになっております。

小学校から中学校へ進学した際、学校生活への不安、小学校の学級担任制と、中学校の教科担任制の違いなどからくる学習、生活スタイルや人間関係の急激な変化に適用できず、学習関心度の低下や不登校の増加などが、いわゆる中1ギャップの問題が言われているところであります。小中一貫教育は、小学校入学から中学校卒業までの義務教育の9年間を一体として捉え、統一的で一貫性のあるカリキュラムのもと、小学校と中学校が目標や指導方法を共有しながら、厳密に

連携、共同して進める教育の方法であります。

現行の6・3制をもとにしながら、子供たちの心身の発達段階、学習認識段階等に対応して、義務教育9年間の小学校1年から4年までを前期とし、小学校5年から中学校1年までを中期、中学校2年と3年を後期として、4・3・2・2教育区分し、これをもとに小中学校が連続して一貫した教育をするものであります。小中一貫教育に取り組む先進地域では、この取り組みによって不登校の激減、いじめや問題行動の減少、学力向上など、多くの成果が上がっていると言われております。

また、文教厚生常任委員会の視察で勉強をさせていただいた松江市においては、一貫教育の体制が3タイプありまして、学校環境や地域の状況に合った体制を、それぞれの地域が選択されております。その三つのタイプのうち、Aタイプの施設一体型は同じ敷地、校舎内の中で小学校1年生から中学校3年までが一緒に生活し、9年間の一環した学習や活動を進めていく方法であります。

Bタイプの施設隣接型は、隣接した校舎を活用して、小中教員乗り入れ事業や、学校施設の相互利用等を工夫し、9年間の一貫した学習や活動を進めていく方法であります。

Cタイプの施設分離型は、校区の小中学校は離れていますが、一貫した指導支援の確立と小中児童・生徒の交流の促進によって、9年間の一環した学習や活動を進めていく方法であります。

これは、私の意見であります。Cタイプの施設分離型であれば、ハード面で大きな問題が発生しないと思えますし、一貫教育と学校の再配置を連動して検討されることが望ましいと私は考えておりますが、我が町に小中一貫教育の導入を検討されるお考えがあるのか、町長にお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

ご答弁をよろしく願います。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 宮崎議員のご質問の1番目、学校の統廃合についてお答えいたします。

議員、ご指摘のように、全国的な少子化が進行する中で、子供たちを取り巻く環境は大きく変わってきています。与謝野町も例外ではなく児童数の減少に歯どめがかからないのが現状です。具体的に年齢別人口の推移、推計で申し上げますと平成17年に小学1年生の児童数は261人であったものが、23年4月現在では220人で41人、16%の減、さらに28年度には162人で99人、38%の減、34年度には129人で132人、51%の減が推計され、町内小学校のいずれもが小規模化の傾向にあると言えます。

ご心配の複式学級につきましては、岩屋小学校において平成26年度に隣接の2学年、具体的には2年生と3年生を合わせても12人と、複式学級導入の基準人数にまで減少しますので、現状のまま推移いたしますと、その可能性が極めて高いと言わざるを得ない状況です。

町では、これらの状況を踏まえ、教育、保育環境のあり方に関する検討委員会で将来の教育、保育環境のあり方についてご議論いただき、提言書としてまとめていただきました。その後、この提言書を受けて教育委員会で学校等の適正規模、適正配置に関して協議を重ねていただき、基本方針として23年9月に報告をいただきました。

具体的には、過日、配付をさせていただきました小学校等の適正規模、適正配置に関する基本

方針にもありますように、小学校の配置については、特別支援学級を除いて、全校12学級程度、学年2学級程度、一学級25人から30人を適正規模として、実現し得るタイミングで各地域、一つの小学校を配置、校舎は既存校舎を活用することとして、岩滝地域は岩滝小学校、加悦地域は加悦小学校、野田川地域は市場小学校としています。また、通学する小学校の変更は1回を超えないこと、つまり統合した学校が、さらに統合することを防げることを明記しています。そして、これらの条件を可能にする時期としては、平成34年度を目途としています。

また、中学校の配置については、一学級30人から35人、一学年3学級以上の学年編成で、校区は複数の小学校区という検討委員会の提言及び少子化傾向を踏まえると、将来、加悦中学校と江陽中学校を統合し一中学校とする必要があるとしています。今後は、この基本方針は尊重しながらも、まずは検討委員会を立ち上げ与謝野町の児童・生徒数の状況や将来の推計などをご理解いただく中で検討願い、その過程の中で地域住民の皆さんへの説明も行っていくということも一つの手法と考えております。

次に、2番目の小中一貫教育についてお答えいたします。現在、子供たちを取り巻く環境については、議員もご承知のとおり、少子化の進行や情報化の進展等、児童・生徒を取り巻く社会状況が変化中、児童・生徒に関する課題が多様化、複雑化していることは、本町においても同様でございます。したがって、各学校においては、学校間の連携を通して、課題解決に取り組むことが求められています。このような状況の中で、児童が小学校から中学校へ進学し、新しい環境での学習や、生活へ移行する段階で不登校等が増加する、いわゆる中1ギャップが指摘され、学校統廃合の動きの中で、学習指導面や生徒指導面での円滑な接続のあり方の一つとして、小中一貫教育の取り組みが進められている地域があります。

小中一貫教育を推進するに当たっては、一中学校を中心に、その傘下の複数の小学校が、教育目標、目指す子ども像やカリキュラムの共有化等々、その達成に向け、小中9年間を通した系統的な活動の展開が求められます。

現在、その形として、施設一体型、これは小中一緒の建物と施設、施設分離型がありますが、それぞれメリット、デメリットがあると承知しています。小中一貫教育では、より長い期間、成長過程に沿った計画的な教育が展開できるため、効率的・効果的な教育環境を構築できるという一面、長い期間を同じ環境で過ごすことになることから、めり張りがなく緊張感のない学校生活になるのではとの懸念もあります。

一方で、中1ギャップが叫ばれる反面、小学校から中学校へ進学することによって、環境をリセットして、気分や個人のイメージを転換できるという考え方もあり、中学生としての自覚を芽生えさせるという人生の節目としての考え方もあるのではないかと思います。本町においては、各中学校区で早くから小中連携教育の推進に取り組んでおり、それぞれの地域性や歴史、伝統等を大切にするとともに、その中学校区の全教職員による定期的な研修会を持ち、地域の児童・生徒の学力や生徒指導面での課題を明確にし、児童・生徒に身につけさせる力や課題解決に向けた、具体的な取り組みについて、共通認識を図るなど、決め細やかな取り組みを通して、一定の成果を上げています。

したがって、本町においては、施設一本型の小中一貫教育への移行は、今のところ考えず、現在、取り組んでいる小中連携教育の一層の推進により分離型・連携型の小中一貫教育を目指す

ほうが、本町にとっては現実的ではないかというふうに考えております。

以上で、宮崎議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それでは、この教育委員会が出されておられます学校等の適正規模、適正配置に関する基本方針ということの基本にして、これから検討委員会を立ち上げられるということでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 検討委員会という名前がいいのかどうか、いろいろとまざりますので、どういう形がいいのか、まず、やはりこれを具体的に進めていくために、もう少し具体的な、その年代の保護者の方たち、もしくは、そうした方たち、要するに住民の方たちの意見を聞くという、そうした形で説明をしたり、意見をお聞きして進めていくという、そういうものをつくる必要があるのではないかというふうに思っております。

先ほどちょっとお答えが抜けたんですけれども、なぜ町のほうの保育のほうのあり方がおくれたのだということなんですけれども、やはり子供たちは、就学前の子供は幼稚園もあれば、保育所もあります、幼稚園は教育委員会の管轄ですし、保育所と、その保育所へ行くまでの年代の、生まれてから就学前の子供たちのことについては、やはり町長部局できちっと答えを出す必要があるということで、検討もしておりますけれども、具体的に国のほうの子ども園の構想等がいろいろと揺れ動いたり、また、現実的には、幼稚園も含めて小学校は全部、耐震化してありますけれども、幼稚園、あるいは保育所等の、とりわけ岩滝なんかが老朽化しております。それを修繕するのか、建てかえるのかという現実的な、目の前にあることも含めて、整理した上で、やはり皆さんにお示しするのがいいんであるろうというような判断の中で、なかなか決めかねておりました。正直にそういうことでございます。

ですから、議員さんからの、そういうご指摘に教育委員会が答えて、今回、出されましたけれども、今後、先ほどの浪江議員のご質問にありましたように、今後、就学前の子供たち、特にそうした子供たちの保育、教育のあり方について、具体的に、どういうふうに、形も含め、していくのかという論議を早急にする必要があるというふうに思っておりますので、それらも含めて、この与謝野町の子供たちの環境をどう整えるかということをやっけてまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 早急にやられるということなんです、それはどうなんでしょう。私は気になるんですけど、いつごろから始めようとされておられるのか、私は、それが物すごく気になるんですが。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的に、今の段階では申し上げることはできませんけれども、先ほどの子育て・子ども会議の立ち上げ等も、やはりこれらの問題も大事な問題点でございますので、それらも含めて小学校の場合には、もう少し時間的な余裕があるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、それよりまず就学前の子供たちの環境をどう整えるかというところを重点的に進めていきたいというふうに考えております。

それが同時に出せればよかったんですけども、そういう意味で国の施策なんかを有利にといいますか、利用させていただいて、与謝野町の、そうした環境のあり方をきちっと進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 今のご答弁では、幼保の一体化ということですね、それと一緒に進めるというお考えでおられるということでしょうか。小中一貫については、ちょっと私さっき聞き漏らしたんかもわかりませんが、やらないということではよろしいのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 小中一貫ということについては、今のところ考えていないということでございます。連携で、今までと同じような形で、密に連携しながらやっていく、そのことのほうが、大きい町ではございませんので、そのことのほうがスムーズに地域間の連携もうまくいくのではないかと考えております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それでは、学校の統廃合、私は学校の統廃合と、この小中一貫を一緒にして考えて進めていくほうがいいのかなというふうなことで質問させていただきましたけども、まだまだ、それじゃあ、その学校の統廃合というのは、今から検討委員会を立ち上げるというふうなことでありましたんで、まだ先の話になるのでしょうか。それがちょっと私、ほんまに気になるんです。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的に、どうということには、なかなか難しいかもわかりませんが、現実的には、岩屋小学校あたりが一番早く複式を取り組まなければならないというふうなこともございますし、もう一つのしぼりといいますか、としては小学校についても、もう一回の、編成をするのは一回ということになりますので、そうしていきますと、教育委員会が出しておられます34年に一つにまとまると、各地域一つにまとまるということになりますけれども、それまでには時間的にはあるようですが、やはり論議を進めていく必要がありますので、それも今後については、やはり決して就学前の子供たちも関係のない話ではありませんので、それらのことも含めて、やはり論議をしていく必要はあるというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） この教育委員会が出された学校等の適正規模、適正配置に関する基本方針を見ますと、今現在でも一学年2学級というのが加悦小学校に三つ、市場小学校に二つ、岩滝小学校は全学年になっておりますけれども、もう今すぐからでも、これちょっと考えなきゃいけないんじゃないかと私は思うんですが、28年度については、もう加悦小学校は一つ、一学年、6年生しかありません。岩滝小学校は、みなこれ二学級になっておりますけれども、そんなに34年なんて言うておられないんじゃないかと私は思うんですけども、早急に検討委員会を立ち上げて今後、どうするのかということを考えなければいかんと私は思うんですが。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 既存の校舎を活用していくということではございまして、その中でどういう工夫ができるかということだというふうに思いますし、そこへ至るまでの論議につきましては、私以上に教育委員会のほうがよくご存じですので、よろしいですか。教育長のほうから若干説明を加え

ていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。時期の問題でございますね。先ほど町長のほうが答弁しましたように、基本方針の骨子は、先ほど上がったとおりでございまして、その中で既存校舎を活用すると、つまり学校を統合するのに新しい校舎は建てないという、そういうスタンスでございます。

したがって、先ほど言いました3地域で一つずつの小学校、それに収容できる人数ですね、それが、加悦地域は若干早くなりますけれど、28年には何とか収容できるだろうと。それから、野田川地域は34年で何とか収容できるだろうということになります。しかし、与謝野町として一つ学校統合するということですので、一斉に統合したいというのが考え方でございます。したがって、今すぐというお話になりますと、その収容できる学校がないという、そういう状況でございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 34年にならないと一斉にできないというふうな学校の規模からいうと、そういうことよろしくね。

しかしながら、私、本当に危惧するのはですね、岩屋小学校なんですね、本当に。ここに岩屋小学校の児童数の推移というのが書いてありますけれども、本当に0.5というのが結構あるんですね。これ岩屋小学校だけでも早くですね、市場小学校に統合するというようなことは考えていらっしゃらないでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） やはり教育委員会のほうで出されたあれを尊重しますということについては、一部だけ、そういう形でということについては、やはり同じ町内でございますので、それまでの間にはいろいろな工夫が必要だろうというふうに思いますけれども、やはり同じ時期にするのが私自身は、ベストではないかもわかりませんが、ベターだというふうに思っております。

教育長のほうからも答弁させていただきます。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 補足をさせていただきます。先ほど、町長の前の第1問の答弁の中で、先ほど言いましたように骨子があったはずですが、それには学校の統合のための移動ですね、それは一回を超えないという、それがなかったはずですが、一回とするという、その柱がありました。

つまり、例えば岩屋小学校が今、話題になっています、どこかへ行って統合して、三河内なら三河内に統合して、そして今度、市場に統合するという、こういうことはしないということです。おのずと裏読みしていただいたらわかると思いますけれど。

そしてまた、その柱が岩屋小学校を想定した柱でございます。それにつきましては、学校の、やはり統合ということにつきましては、議員、質問の最初の中で触れておられましたように、やはり地域コミュニティの中心にもなってきたという、140年になんなんとしようとする歴史がございます、地域に。だから、それらのことを考えますと、私ども行政のほうから、はい、こうしますというわけにはいきませんので、それにつきましては、やはり保護者の方々の要望等も十分しんしゃくしながら考えていかなければならないと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 教育委員会の考え方はよくわかりました。しかしながら、私は、やっぱり子供のことを考えるのに、本当に小規模な学級、学校でいいんだろうかと、私は本当に思うんですね。一つの例を挙げてもですね、例えばスポーツなんかをするにしても、野球するにしても9人いない、あるいは9人おっても、する相手のチームがない、こういう状況が、もうすぐに、もう出ているわけですね。特に団体、ことしも岩屋小学校の運動会を見に行きましたけど、やっぱり少ないですね。本当に申しわけないですけど、これでいいのかなと思うんですね。子供というのは、やっぱり切磋琢磨して育っていくもんだろろうというふうに、私は思いますので、この2点目に申しあげました小中一貫校ということで分離型で学校が二つ、三つが、一つになって、一つの学校として考えて教育していくという方法がいいん違うかなと思うんですが、教育長どうですか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 議長のお許しが出ましたので、お答えさせていただきます。

私は、確かに人数が少ないがために、教育活動に支障が出ているということは、これは教科活動の中でも、例えば体育、あるいは音楽と、ある程度的人数がいなければ、やはりその教科の特性が生かされない、そのよさが生かされないということは、これはもう事実でございます。だから、今度は、小さいからだめだということにもならないと思うんですね。小さい規模であれば、それなりに、そのよさもあるわけなんです。したがって、あくまでも基本方針、あるいは、あり方検討委員会の提言にいたしましても、小さいからだめだ、ある程度的人数がいなければだめだという、そういう見方はしておりません。ベターだという、そういう見方でございます。

教育活動、そして、子供たちの全体的な発達を考えていったときに、どれぐらいの人数がいたら、よりよいかというのが一クラス20人から30人、25人から30人という、そういう人数を出してきているのも、同じ考え方でございます。

したがって、小さいからだめだという意味じゃなく、そういう考え方は、私どもは持っておりません。あくまでもどちらがいいだろうかと、そういう観点から計画を立てさせていただいております。以上です。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。ただ私、何遍も申しますけども、今現在の非常に少ない学校をですね、何とかしたいなという思いで、今、こうして聞かせていただいております。この小中一貫校であれば、この分離型であれば、今現在の少ない学校でも、ほかの学校と交流したり、今現在、どういふふうになったか、ちょっと私もよくわからんと言っているとんですけども、交流したり、そういうふうなことができて、ほかの学校の生徒と一緒に学んだりする場所もつくれると思うんですけども、町長はどのようにお考えですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと、もう一度の話になるかというふうに思いますけれども、議員さんのお考えの、そうした施設一本型の小中一貫教育への移行ということについては、先ほども申しましたように、それは考えておりません。

それで連携をしていくという格好で、今ある学校を有効に使っていくと思いますと、別に中学校の形、あるいは小学校の形、今、教育委員会から出されてます、このことについては、私は

妥当な線だというふうに考えておりますので、そうした方向で考えていきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと先ほども言いおくれたといえますか、若干あれだというふうに思いますのが、先ほどの小学校の再編について、やはり基本どおり、先ほど申しあげましたように、平成34年というふうなことをめどにしておりますけれども、これからまだ9年後ということにはなるんですけども、そうなりますと、遅くとも来年か、再来年には住民の皆さんには、やはりきっちりと考え方を説明をして、その後、検討委員会を立ち上げて、保護者の方たち、地域の方たちのご意見も十分聞いた上で、協議をいただくのがいいのではないかとこのように考えております。

そこに、いずれにしても、その手法や期日等については、今後、まちづくり本部会で、十分練った上で、そうしたものを具現化していく方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。来年、再来年を考えとるというふうなご答弁をいただきましたので、私は、これで終わります。

議 長（赤松孝一） これで、宮崎有平議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、明日、12月12日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

どうもお疲れさんでございました。

（散会 午後 4時15分）